

第7回佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成18年6月13日（火曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
			地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教育委員会総務課長	山 口 清
	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴	
欠席者 (1名)	住宅管理課長	田 村 章 憲		
遅刻者 (0名)				
早退者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦	午後4時30分から早退	
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午後 2時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、こんにちは。大変出にくい時間帯に招集をされたところでございますけれども、全員ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今日は佐用町の消防団長であります、平谷順三さんがお亡くなりになったということで、葬式の加減で2時という形になった訳でありますけれども、40年という、長きにわたり、住民が安心して暮らせるまちづくりのために、一生懸命がんばっていただいた方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。なお、本日、傍聴に3人の皆さん方が申し込みがありましたので、許可をいたしております。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。傍聴におかれましては、傍聴中に守らなければならない事項がございますが、お守りいただきますようお願いいたします。

それでは、昨日に続き、一般質問を行います。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1、一般質問。1番、石堂基君の一般質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 失礼します。議席番号1番の石堂基でございます。まず、冒頭に西岡議長の方をお願いを申し上げます。私あの、この一般質問がはじめてでございますので、この質問上、あるいはあの討議の内容のなかで議会等において、不適切な言動がもしありましたら、その都度、ご指示いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問事項の方に入ります。私の方からは1点だけ、少子化の現状及びその対策についてということで、お伺いをしたいと思います。少子化問題については、国においても、非常に大きな課題といえますが、問題になっております。あるいはまた、県においても、この6月、ひょうご6月号において、少子化対策等の啓発あるいは推進事業、この辺りが紹介され、その具体的な政策が、国・県ともに急がれている内容になっております。

本町においても、この状況は全く同じであり、あるいはまた、これ以上に深刻な課題ではなからうかと考えます。今後のこの問題の進展によっては、労働力の不足、減少、あるいはまた、若年世代の負担が非常に増加する。そして、地域活力自身のこう、減退にもつながりかねない。そうした大きな社会問題を数々含んでいると思います。そこで、以下の項目について、質問いたします。まず1点目、本町における少子化の現状及びそれに対する課題、そして、2点目。必要と考える具体的な取組施策、そして、3点目、本年度実施予定のこの施策内容、これについてお伺いをします。よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、議長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からの少子化についてのご質問にお答えさせていただきます。ご質問のようにわが国全体の少子化は益々進み、先だつての新聞でも報道でも、1組の夫婦から出生する子供の数は、1.25人と報道されております。このままだと国全体の人口は今後急激に減少することとなり、すでに今年から減少が始まったとも言われております。あっ、ちょっと訂正させていただきます。1組の夫婦ではなくて、1人の女性が一生に産む数が統計上、1.5人ということでございます。本町においても、昨年1年間の出生児童は約40名であり、10年前の200人と比較して、約3割の減少となっております。この減少傾向は、今後も続くものと思われまゝ。町内の小学校でもすでに幕山小学校での複式学級が行われたいますが、ここ数年では、江川小学校でもその可能性が出てきております。また、団塊の世代といわれる戦後のベビーブーム世代が60歳を過ぎ、高齢者の仲間入りをするときをむかえて、地域の高齢化は、益々進み、深刻な少子高齢化社会を迎えています。まず、本町での現状ですが、昨年10月の合併に合わせて作成をいたしました、新佐用町の次世代育成支援行動計画でも明記していますように、14歳未満の年少人口の比率は昭和55年で20.6パーセント。昭和60年で、20.3パーセント。平成2年で18.7パーセント。平成7年で16.3パーセント。平成12年で14.3パーセントと平成に入ってからでも、約5パーセントの減少となっております。その課題といたしましては、出生の動向、女性の晩婚化、子育てに関する費用の問題など多くの問題点が指摘されると思ひますが、本町のような農山部におきましては、やはり就労の場の確保と全体的な人口減少が大きく作用しているものと思われまゝ。国においても、少子化担当大臣の任命、また、兵庫県においても、生活部のなかで、少子局創設など、行政組織を変更しての取り組みも行われておりますが、なかなか有効な解決策にまでいたっていない状況であることがご承知のとおりであります。全国的な取組といたしましては、この6月に支給する児童手当、本年4月分からこれまでの小学校3年生までの幅が拡大され、6年生までと拡大をされました。県では、乳児医療の助成制度が実施されております。町独自の制度といたしましても、県の乳児医療助成制度に上乘せをして一部負担金の償還払いを行い、実質的な無料化を実施しております。また、子ども一人の出産時に5万円のお祝い金の支給、保育園の充実と時間延長、また、現在準備を進めておりますマリア幼稚園に委託しての放課後学童保育なども本町における少子化対策の一環でございます。また、旧町の地域振興課などで、実施しておりますママプラザや子どもの居場所作り事業などは、毎日ではございませんが、子育て支援の一翼をになう事業として展開をしております。国の方でも、一時、出産費用の無料化など大臣発言として、注目を浴びておりますが、現実的にはまだ実施をされておられません。今後、町といたしましては、全町的な子育て支援体制のあり方についても、検討を進めさせていただき、例えば、保育園と幼稚園を一体化した幼保と連携した施設の整備と、施設の運営についても研究を進めているところであります。また、併せて町営住宅の整備、定住人口の確保のために宅地分譲施策、就労の場の確保としての企業誘致など、条件整備にも努めていきたいというふうに思っております。最近特にマスコミをにぎわしている、子どもの安全性の確保や、児童虐待など新たな課題も多くでてきておりますので、町内いろんな地域の皆さん方や、各種団体の皆さん方のご協力により、危険性のない安全な地域環境づくりにも努めさせていただき考えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、石堂基君、よろしいですか。

1 番（石堂 基君） ご回答のなかで、先般新聞報道で、非常に大題的に出ておりました、国の合計特殊出生率ですか、あれについても触れていただいたんで、その関連から先ず、お伺いをしたいんですけども。国においては、1.25、県の数字も実際にはでておりますけども、これも類する形で、町の方の出生率に類するようなもんですね。これについて、実際の140名という報告ありましたけども、今後の見通しですね、これについて、少し数字的に把握されてるところがあれば、あるいはその、予測されているところがあれば、お答えをいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それでは、完全な予測数値ではないんですが、先程町長の答弁のなかにも、特殊出生率につきましたはですね。先程、県の会議で、兵庫県下の全数値が示されています。その数字で言いますと、佐用町は、1.76 ですね、県下で順位 8 番目という形の状況になっております。一番高いのが、新温泉町で、1.90 などで、県下としては、高い数値の方に位置してると思います。ただ、今後の人口ピラミッド等の構成率から見ますと、やはり、そのきちっとした想定数値は出しておりませんが、減少傾向はまちがいなく現れてくるものというふうに理解しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。石堂議員。

1 番（石堂 基君） 今、あの、全般言うか、数字的なところで課長の方から、ご報告をいただいた内容、これのみ限り、非常に順位的には兵庫県でも上位なんかな。という思いありますけども、実際には、率としたら上位でも、生まれてくる子どもたちの数が少ないという、現実これはゆがめない事実かなと思います。今現在、兵庫県においても、この将来的な推計人口ですか。特にあの子どもとの関係で言うのは、非常に的確に捉えようと努力はされているようですけども。全国的な数字でいいますと、この将来推計人口、元へ、今現在議論のなかにある、合計特殊出生率、これ自身の回復が国レベルで言えば、平成 50 年ですか、このあたりに回復するであろうというような形でいろいろ、年金問題であるとか、あるいはその他の関連のものについて、この数字を使おうとする訳ですけども、一部で報道されているようにこの平成 50 年くらいに回復するであろうという数字の見込み自身、非常に不安定な要素、逆に今現在の社会動向を捉えて、専門家の間では、逆にこの平成 50 年であれば、もっと数字が下がって、今、現在、1.25 の分が 1.01 になるだろうという。これが今、大半の見込みです。ですから、先程、課長の方から報告をしていただいた内容ですね、当然のことながら、町の今の実数とすれば、この数字であろうと思いますけども、将来的な推計人口を出す場合に、是非ともまた、その辺、詳細な数字の確認といいたいか、本当にこう、適切に把握をしていただきたいと。言うふうに思います。

少し出生率ということで、実数になかなかこう、見合ったところがないので、私自身ももう少し実感を含めたいということで、これあの、学校の児童数の関連でお伺いをしたいと思います。教育長の方でご答弁をいただけるか、あるいはあの、関係課長の方でも結構かと思いますが、この間の町内の方の小学校の児童数の方の減少ですね。先程、町長の方の答弁にも一部、触れられておりましたけども、実際にこの数字として把握されている状況ですね、これについて、お伺いをしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 石堂議員のご質問にお答えします。現在、資料等持ってきておりませんので、また、資料をご提示したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

1 番（石堂 基君） それではまた、その資料の方、いただけたらよろしいかなと思いますが、あの概略的に私の方で掴んでる数字を元にすれば、単年度でここ 10 年ですね、平均値で、1 年間に 40 数名の児童数が減少している。という状況が、この町内の中にあります。1 年間に 40 数名といたしますと、要は 1 年に 1 クラスづつ減っているということですね。今現在、学校のクラスは 40 数名じゃなしに、40 名だったかと思えますけども。それを考えると非常にこう、恐ろしい状況といたしますか、数字だけの遊びをするつもりはないんですけども。今現在の児童数が 1,170 名余り。これからすると、単純にこの傾向が続けばどうなるか、本当に単純計算ですけども、20 数年、30 年近くすれば、子どもたちがゼロになるという。当然のことながらそういうふうになんかゼロになるという可能性は先ずないと思うんですけども。ただ、今の状況を野放しにしていると、数字自身の変動がない限り、ほんとに 20 数年、30 年後には、本当に児童が 1 クラス、あるいは 2 クラスというような状況も、歪めない予測の範囲かなというふうに思います。そうした数字のことで、直接的に訴えるというような思いはありませんが、ただこうした児童数の減少、そしてまた、先程言いましたように、この出生率の、国・県等にも言えることですけども、なかなか回復してこない現実、当然のことながら、この少子化については、旧の厚生省を元にして、1990 年当時からいろいろな施策が展開をされているというふうに承知しております。細かな点については、私の方も、まだ十分に資料をとりそろえてないんですけども、町レベルで言えば、エンゼルプラン、あるいは地方版のエンゼルプランと言うような形で、最近では 97 年ころに、新しい形のエンゼルプランでできておると思います。しかしながら、こうしたものを駆使しても、なかなかその少子化に歯止めがかからない。この現実ですね、先程提示したように。これらを踏まえて本当にこうした過疎の地域の町が今のまま、国・あるいは県、こうしたところの施策をそのまま譲り受ける形で事業展開やって、本当に今の状況に歯止めがかかるのか、私は決してそうではないと思います。少し、本年度、あるいはこの少子化に対する課題というか、政策ということで、町長の方の答弁にもありましたけども、この当たり、町独自、あるいは、国・県と違う形でイメージとしても結構ですけども、何とかこの少子化の対策として考えられている施策的なものがありましたら。それと、先ほどの答弁の中に、ちょっと私の方が聞き漏らしておればお許しをいただきたいんですけども、本年度 18 年度の具体的な施策内容、これについてあれば、もう少し詳しくお話をいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） この現在の少子化傾向というものは、もうすでにかかなり以前からですね、現れて、実際に特殊出生率が、1.25 といっても、本来 2 以上なければですね、日本の社会という人口は、減っていくということは、これはもう明白な事実でございます。そう言う中にありまして、実際にこの出生率を上げる、人口対策を行うということについて、今まで行政として行ってきてるのは、この子育てをしやすい環境をつくる。そういうことで

は、沢山の子どもさんを産んでいただきたいと。子育て支援ということが、非常に1つの大きな施策として確かにやってきたと思います。しかしまあ、それだけではですね、もうこの出生率を上げていくことは、非常に難しい。それも非常に大事なんですけども。私は特に、現在佐用町の場合、今課長がもうしあげましたように、まだ、出生率1.76という他よりかなり高い、数値を示しておりますけども。実際の1組の夫婦が今、子どもを持っておられる1組の夫婦の子どもの数はですね、平均して、2.5人とか、2.7人とかいう事を言われております。多分まあ、私たち身近でみてもですね、結婚されてる方で、子どもが2人、3人というのが非常に多いんですね。そういう意味では、一番大きな課題は、先日も一般質問でございました、その結婚をする、したくても結婚がなかなかできない。伴侶がないという。この結婚問題が、非常に大きなネックになってるなというふうに思っております。そういう意味で将来のですね、この少子化の問題を、対策については、県においても結婚をサポートすることも1つの大きな柱として、取り組まないといけないということで、先般、そういう出会いのサポートセンター等も今年から、実施するとかですね、今までコウノトリの事業やっていくとかということでやってるんですけども。これと同時にですね、私はやっぱり、社会の中での価値観とかですね、この結婚をして子どもを作るこの喜びとか、人生の充実感、そういうものをですね、子どもの時から、1つの生き方としてですね、学んでいくような、自分自身がそういう考え方になっていくような、こういう社会にしていかないとですね、ほんまに根本的な解決にはならないなと。いう気はしております。しかし、そうは言っても、すぐにそれがですね、現実にそういう効果が現れることではないので、当面の行政として、出来る対策としては、やはり、従来からの子どもを育てる環境を整備してですね、子育てがしやすい環境の中で、できるだけ沢山の子どもをやはり、育てて行く人には、そういう気持ちで子どもも作っていただきたいということだと思いますし、またこうして、どうしても少なくなった子どもをですね、しっかりとこの地域の中で育てるということ、子どもの数はですね、これを行政がすぐにどうのこうの、コントロールできることではないので、やはり現実、こういう子どもの少ない数の子どもたちをですね、一人ひとりをしっかりと地域の将来を担っていける子どもに育てていく対策、こういうことも非常に行政としては、大事ではないかなと思っております。そういうことで、今年ですね、町としてすぐにまあ、新しい有効な施策というのは、なかなか打ち出せないんですけども。これまで行っております、子育て支援の保育所の保育時間の延長とかですね、保育の充実、そういうことと同時に、学校、義務教育になって学校に行ってからですね、親御さんがなかなか、働いておられる方が低学年の子ども、特に放課後、みる時間がないということでですね、家に帰っても親が居ないというような状況のなかで、この学童保育をですね、進めたいということで、今年先ず、マリア幼稚園の方に委託をする形でですね、試験的に試行し、今年度ですね、この学童保育の進め方というものを研究していきたい。という風に取り組んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

1番（石堂 基君） 特にまあ、現状認識のどこによっては、全く同じかと思えます。ただしまあ、こうして行政を進めるなかで、どうしても非常に長い期間で取り組まなければいけないこと。あるいは、ほんとにこう、短期的に集中してやらなければいけないこと。があるかと思えます。で特に、この少子化対策については、国・県のこれまでの取り組み過程をみているように、すぐにはなかなか効果が出ない。それどころか、国・県等が思っている以上に、困難な状況になっているというのが事実、こうやって現れてきております。その点を先ず1点、含んでいただきたいのと、それともう1つ、先ほどまあ、教育委員会に

実数の方の資料、後ほどいただくということで終えたんですけど、実際にはこれだけ、町内の方の児童数が少なくなってる状況、ひいてはかく、現在、現有するところの小学校の存続問題、あるいはそうした学校区を元にした地域活力ですね。地域の動き、あるいは地域全体の活力、こうしたものの低下というものが、見込まれてきます。地域全体といいましても、例えば幕山であれば、幕山地区、幕山校区というようなこと称する訳ですけども。個々にみますと、そのなかに当然集落があります。10集落ありますけど、ほんとに細分化してその集落の中に入っていくと、子どもが居ない。こうしたところは、特に上月に限らず、佐用、南光、三日月。集落数にすれば、相当数なところが出てくると思います。そうしたところの集落の集合体が、町であるということを考えて、如何にこう、子どもたちを作り出す政策といいますか、子どもたちを増やす政策が急がれるかということ、ぜひ、認識を同じ様にさせていただきたいなというふうに思います。それをしていただける前提で、先ほどご答弁をいただきました、この少子化に対する対策、そしてまた、18年度の具体的な施策の内容について何ですけども、お伺いをしたいんですが、非常に全般的に、これまで、町長の方が、選挙等で、政治公約をされている内容を尊重し、子育て支援、あるいはその延長保育等の充実、学童保育の検討ということで出されました。しかしながら、内容的にみますと、これまで子育て支援ということであれば、できた子どもに対して取り組んでいく。単純に言えばね。そうした内容かなと思うんです。国・県においても同じだと思うんですけど、非常に受身の姿勢だと思います。全国が同じ様にこの町と同じことをすれば、全く現状は変わらないかなと思うんですけども。私はより以上にこの佐用町において、こうした辺地において、何とかこう、生産人口を増やす政策ですね、それをぜひ、町政のなかに、重点項目としていれていただきたい。というふうに思います。今、現在、当局の方で分析をされているこの出生率、そしてまた少子化の状況からすれば、直接的にその要因に訴えかける未婚、あるいは晩婚。そうしたことも1つは大事ですけども。より身近にもっと早いスパンで子どもたちの数に食い止める。増加させていくということになれば、端的にその子どもを生産する人口といいいますか。ちょっと言葉は妥当かどうか分からないんですけども。要は若年者に対して直接、アピールするような政策が必要だというふうに、私は思います。新しい町、合併後の町をこう、創り上げるための新町のまちづくり計画にも項目としては、触れられていますけども、宅地造成、住宅等、工業誘致等で、若者、若年者の定住人口を増加すると。というようなことも盛り込まれています。そしてまた、他にも考えられることですけども、関連しますけども。要はその、佐用町以外から、若年者の移入を増やす方策ですね、移入人口が、今現在、佐用で若年者の移入人口がどれくらいあるのか、っていうのは、私も承知してないんですけども。何とかそうした企業関係、あるいはその宅地造成、住宅、これらの整備を急ぎ、なんとかこう、若者が佐用町に入ってくる。そうした施策を急いでやっていただきたい。というふうに思います。これについては、本当に、実数、効果が見込みづらいところもあろうかと思えますけども。ただ単にこれまで同様のペースで同じ様な事業展開をやるんじゃないし、特にこの少子化に着目をし、若年者の増加をはかるという、何とかそうした重点施策として、位置付けていただきたいなというふうに思います。まちづくり計画のなかで、先ほど言いました、定住促進ということで、企業関係あるいは、宅地造成、住宅等の新築。項目として挙げられてますけども。特にこれについて、18年度ですね。実施予定の内容と概略で結構ですので、教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） その定住人口、若い人たちを呼び入れれば一番いいですし、また、少なくともですね、佐用町から流出しないように。特にその住まいを、家を建てる時にです

ね、少しでも佐用町のなかでですね、持ち家をしていただくという施策。このことは、実質的に効果のあることだということで、旧各町でもですね、それぞれ取り組んできたところだと思っております。その効果というのはですね、かなり、新しい宅地というものが、町内にも点在できてですね、そこには若い人たちが今現在、住まわれて。その地域は子どもも現在多いと、いうようなところみてもですね。こういうことを展開することが非常に大きな効果があるだろうということは、考えております。そういうなかで現在、若い人たちを含めて、町営住宅の整備ということでですね、進めておりますけども。実際に、町営住宅も大体、各旧町で建て替え等が行われてきていますけども、今年、昨年度ですね、完成した町営住宅、上月の方についてもですね、新しい町営住宅に募集しても、実際に、応募がないというような状況もできております。なかなかですね、そういう住宅政策でも、町営住宅の場合には入居基準というものが、ある程度厳しいものがありますので、若い人が即入れる。条件的に入れない方もあるかもしれませんが。若年の若い人の夫婦であればですね、入れるんじゃないかと思うんですけども。それと、そういう町営住宅に入られた方が今度、持ち家をしていただくというような施策のなかでですね、新町としても、良好なすみたい環境を作る。ある住宅地の提供というものをね、今後継続的にやっていかなきゃいけないなど。いうふうには考えております。しかしまだ、今年度ではですね、宅地の候補地というものを作って、事業化をしているところはございません。ただまあ、旧町で残っている宅地の立替とかですね、町営住宅の立替というようなものとか、いろいろな用地、土地で、旧町がもった用地をですね、宅地としてきちっと整備をして、売り出していくという形、これは今、進めておりますので。今後、どちらが先かというわけではないですけども。利用動向も見ながらですけども、やはり、積極的なそういう誘導していくためのですね、宅地政策ということも、考えていきたいと思っておりますし、場合によってはですね、若者向けの住宅というようなものもですね、作っていくというようなことも研究していかなきゃいけないなど。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

1 番（石堂 基君） 具体的な、特に 18 年度にさし当たって、重点的に進めるというような項目の説明はないということで、特段、子育て支援あるいはその、延長保育、そしてまた、学童保育以外について、18 年度、こうした少子化対策について重点的、あるいは项目的に取り組んでる政策がないというふうに理解をしてしまったんですけど、もし間違っていれば訂正をしてください。先ほど、町長の答弁の中に、具体的に出てきました、町営住宅、そしてまた、宅地造成ですね、今現在、各地域で行われている住宅地の方の改修については、これは従前の、住宅の再生マスタープラン等によるものかなと思うんですけども、特にその町営住宅の新設等、今、言葉にも、若干でてきましたけど、考えていただく時に、私は、設地場所ですね、従来でしたら、町営住宅ということで、土地との関係もあるうかと思えますけども、比較的、入居者にとって、利便性の高いというふうに考えられる場所、用地でされてたと思うんですけども。とくにこの少子化の問題でもって、宅地造成あるいは住宅整備ということがでてくる観点から言えば、あるいはまた、実効性からいえば、今現在、この町内において非常に、各地域、各校区ですね、非常に児童数の減少が著しいところがあります。私の地元、幕山もそうですし、江川あるいは中安、三河等ですね。こうしたところに、重点的にとはいいませんけども、こうしたことを意識して、こういう事業展開を進めるというのが、1 つには、地域活力を、公平とはいいませんけども。今現在、本当に子どもが少なくなっている。そうした地域に何とかこういう施設を持っていく。そういうところをターゲットにもっていくというのが、非常にこう、大切なことじゃない

かと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） その辺が非常に難しいところだと思ってます。やはり、それぞれ、各町内広い地域のなかです、その地域地域のバランスをとった活力を維持していくためにもですね、そういう町営住宅、人が住まいをする、若い人たちが住んでいく。そういう提供をするのに、そういう人口が減り、若い人たちが少ないところに建てて、そこに若い人に住んでいただくということ。これが即、計画どおりでいきていけば、それが一番いいことだと思うんですけども。しかし、一方ですね、実は傾向として、どうしても今、若い人たちが、どういうやはり、環境を求めるか、住宅、特に家を建てるときにですね、どこに家を建てたいかと、そういうことを考えていくとですね、どうしても、生活の利便性、また、教育の、学校が近いとかですね、教育がしやすい、そういうことを、これまでの傾向としても、充分考えられます。旧、私たち佐用町でもですね、宅地を作る時にどこに住みたいかと。いうことになると、そういうできるだけ近いところに求められると。今回の傾向をみてもですね、町営住宅の入居の傾向をみてもですね、佐用の芝谷住宅というのは、募集してすぐ満杯になりました。しかしまあ、上月の方の住宅というのが、先ほど言いましたように、10戸作って、実際応募が3戸しかなかったというなね、現状も出てきてるわけですね。その点、できるだけバランスよく、そういうところに対しての対策も考えながら、当然考えていかなきゃなりませんけども。大きく佐用町全体のなかです、ぜひ1つ、若い人たちが上郡でたり、龍野へ出たりとないようにですね、そういう若い人たちの希望にも沿った住宅の提供、宅地の提供というものをね、考えていかざるを得んかなという点もございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。石堂基君。

1番（石堂 基君） 最近に入居の状況ということで、10戸募集し、3戸しか入居がなかったというような説明もあったんですけども。これ多分、新設の住宅じゃなしに改修の住宅ですかね。新設ですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 新設というか、建て替え住宅ですね。

議長（西岡 正君） はい、石堂基君。

1番（石堂 基君） 場所的には、明言がなかったんであえてそのことには、質問避けるんですけども。別の例として、昨年ですね、上月の本郷住宅ということで、10戸が新設をされました。で今現在、入居フルに埋まっております。非常に若い世代ですね、当然のことながら、小さい子どもさんを持った世代が、8割ですね、9件かな。です。ほんとに若い子どもがない中年の方の利用が1戸ということで、非常に幕山地区とすれば、長年っていいですか、町に要望し、何とか、町営住宅をということで完成されたものというふうに聞いておりますけれど、非常にその効果は絶大であるろうふうに思います。といいますのも、ご承知だと思いますけれど、幕山小学校自身は、児童数は今、現在、40数名ですね。そうしたときに、そこに10軒、定住人口として見込むには、少しまだ時期が早いかなと思

うんですけども。少なからず、乳幼児から、保育所の入所前の子どもを持った世帯が、9軒入ってくるということは、これはまあ、少し、5年、6年先には、児童数自身は大幅に増加するという。地域にとってこれほどありがたいことはない訳ですね。当然のことながら、それだけの大きな集団を受け入れる訳ですから、地元としてもいろいろな自治会の活動の中で、問題もありますけども、そうしたものを含めても、非常に地域としては、活力というか、明るさがとりもどるといふ現実があります。ぜひ、そうしたことも考慮といいますが、ほんとに住宅作っても、人、はいつてこおへんといふところに結びつけんと、こうした辺地においては、そうした施策で、住宅あるいは宅地造成ということをやっていることによって、そこに移入人口ができる。これほどこう、即効性のある、地域における少子化対策というものはないというふうに思いますので、ぜひ、そうした方向で考えていただきたいと思います。それでですね、この間、18年度のそうした少子化対策についての具体的な事業等の質問もさしていただきましたが、先ほどもいいましたので、繰り返になりますけども、端的にですね、本当に今現在、佐用町において、子どもの減少、歯止めかからないんやと。国とか県なんかの施策待ちというような姿勢じゃなしに、受身じゃなしに、独自でもって、先ほど、町長の答弁の中にもあったようなことを、重点的にこう、1つの大きな柱としてですね、やっていただきたい。というふうに思います。要望じゃなしにまた、質問のほうに戻しますけども、特にですね、この少子化についたら、この間、合併の中でも、合併の背景、その必要性ということで、大きな項目が4つあったと思います。そうした、本当に大きな柱のなかにも、住民ニーズ、変化への対応ということで、この少子化対策っていうものを、大きな項目としてうたわれています。特に合併が必要だった理由の一つにでも上げられながら、合併した18年度に、具体的のこれをこう、止める施策としてですね、今、現在出ていないというのは、非常に残念な思いがします。今後の新町として、今現在この新町のまちづくり計画以外に、今後の事業推進等について、具体的に考えられている総合計画等ですね、こういうようなものの策定の予定はありますか。ありませんか。お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはりこれは、ただ何か1つの有効な対策ということではなかなかそういうものはないと。いろんな総合的に取り組んでいかないけませんし、これまでも、子育ての支援として、子どもの教育、健全育成、そういう形でいろいろな形の担当課の部署で取り組んできたところです。県においてもですね、少子化局というような形で、やはり総合的な施策として取り組まないと、もう、1つの部署がばらばらでやってたのでは効果が上がらないと。いうことですね、私も、町といたしましてもですね、これまで保育所は福祉課の担当であるとかですね、子どもたちの健全育成は、生涯学習課がもっているとかですね。また、この結婚の出会いの場を作るための、このとり事業は、まちづくり課がやってるとか、それぞれいろんなところでやっております。そういう課をですね、仕事をですね、1つの総合的な課としてね、設置をして総合対策をしていくということも、考えなきゃいけないなというふうに思っております。この辺は、これから合併して何も施策が打ち出されてないと言われますけども、なかなか合併、即ですね、有効な手当、新しい物を打ち出すというのは、時間的にもある程度の余裕はいただかないとできませんけども、そういうそのことを取り組むために、学童保育にしてもですね、今、ママプラザで行っているような、いろんな親同士の交流、また、子育てのそういう支援。そして、少ない子どもをしっかりと育てていくためのですね、子どもの健全育成、そういう点をですね、これは子どもの養育と同時に、健全な育成と同時にですね、やはり幼児の児童教育をいう事も踏まえて

ですね、これは教育委員会とも連携をして、どこにその課を置くかは別にしてですね、そういう形で、町としても、一番大きな課題として今後取り組むべきことだというふうに理解をしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。石堂基君。

1 番（石堂 基君） 当初の質問から現状の分析、そして、問題認識ということで、具体的な施策については、今後充分に進められるということでお聞きをしました。そしてまた、先ほどの答弁の中で、この少子化対策自身、一番大きな課題として、特設で課の設置ですかね。総合的に検討できる部署の設置等も考えられてるとということでお聞きしたんですけども。その時に是非、お願いといたしますか、意見として聞いていただきたいんですけども。とりわけこれまで行政の中で特筆すべき事業推進、その時にワーキングチームであるとか、プロジェクトチームであるとか、非常に行政サイドの担当職員といたしますか、職員の中で実行されるというケースがあるかと思えます。問題の背景とかそういうようなものを、数字的あるいは学術的に分析すると言う専門家、あるいは行政職員の知識も相当必要ですけども、合併して間がないこの時期に、やはり地域のいろんな声というものをね、積極的に聞いていただけるような、あるいはその事業に反映していただけるような、あるいはその長期計画に反映をしていただけるような、そういうような体制で事業の方の推進に臨んでいただきたいというふうに思えます。最後にしたいと思うんですけども、ほんとにあの、先ほど来て現況認識からすれば、こうしたこの少子化に対して、県、国等に類するような形の支援策で話に、本当に町独自の事業展開というものが、重要だということで、共通認識をさしていただけたかなと思えます。是非ですね、18年度、無理であれば、19年度何とか、ほんとにこう、地域の方が新町としてこの少子化に対して、取り組んでいるんやなというようなことを目にするようなことができる、具体的な行動をですね、示していただきたいというふうに思えますけども、その点について、簡単に答弁お願いします。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今、いろいろと考え方もお話ししていただいたように、そういうことも具体的に今後、鋭意に進めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

1 番（石堂 基君） ありがとうございます。行政の方で、いろいろな事業、これから18年度、そしてまた19年度、合併後、ほんとに住民の方の関心は高いものばかりだというふうに思えます。そうした時に、民意を反映するといえますか、住民とともにということで、是非その考え方を貫いていただきたいと思えます。私の1住民とすれば、協働のまちづくり等、非常に賛同する部分多いんですけども、先ず、行動する前に何とか住民の声を聞いてくれというのが、思いとしてあります。それなしに、行政の中で煮詰めてこういうようなものにしましたと。これに対して協力してくれというようなことを、なかなか1住民としては、納得しがたいところもあるかと思えますし、現在、住民のほうからもそうした声を多く聞いております。特にこの少子化については、ほんとに長い問題ではありますけれど、ここ数年のなかで、具体的な数字を向上させていかないと、ほんとに合併した町が、20数年後、子どもたちが1桁台になる。あるいは2桁台になると。そういうようなことあってはならない。というふうに私も思いますので、また、いろいろと協力をし

ながら進めていきたいと思えます。以上で質問のほう、終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石堂基君の発言は終わりました。続いて、20番吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 20番、吉井秀美でございます。私は、通告に基づいて、4点の質問をいたします。明快なご答弁をお願いいたします。

まず、1点目は、子どもの健診事業のについてですが、合併後は上月の保健福祉センターで行われており、遠すぎるという声が出ています。当面はこれまでどおり、旧町単位で行い、状況をみながら判断されるべきではなかったかと考えます。特に、乳児健診は遠距離移動をせずに受診できるように体制をとるべきだと考えます。町ぐるみ健診は、多人数になることからか、旧町でおこなわれています。対象者が少なくとも、関係者の利便を優先して、健診事業を実施するべきだと考えますがいかがでしょうか。

2点目に、保育時間を午前8時から午後4時に全町統一した件について、問題もあり、そうする必要性がどこにあったのか、再度質問をいたします。1、佐用町保育園条例は、昨年10月1日に保育時間は午前8時から午後4時と決めました。旧佐用町のように、時間をそれぞれ30分繰り上げ変更した保育園を利用している保護者とはこの件で、協議をもちましたか。2、現在、延長保育を利用している子どもの人数は何人いますか。3、延長保育で発生する保護者負担はいくらですか。

4、保護者が労働等のため、保育に欠ける児童のために保育園があることを考えれば、保育時間はもっと慎重に検討されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

3点目に学童保育をすべての小学校区で実施するよう、早急な取り組みを求めて質問をいたします。1、今年度から、マリア幼稚園に委託して行う、学童保育の概要をお尋ねします。2、この事業は町内全域の児童を対象としているようですが、遠ければ、学童が必要でも利用できません。この問題をどう解決していきますか。3、この事業は保護者に送迎を求めています、それは可能と考えられているのでしょうか。4、学童保育は、保護者が就労等で昼間、家庭に居ない児童に必要なわけで、各小学校の近くで開設されなければ、意味をなさないのではないのですか。今後の取り組みをお尋ねします。

4点目に、社会教育に関する事務は、教育委員会の所管とするべきであるという立場から質問をいたします。3月議会で山田敏雄議員が、幼児から、高齢者までの系統だてた教育、学習体系の一貫性を保っていくために、社会教育を、教育委員会での質問がありました。私もそのように考える者です。そこで、1、教育委員会の所管する事務から、社会教育をはずし、学校教育のみにしている理由はなぜでしょうか。県教育委員会は、所管事務のなかに、社会教育をおき、限定されたもののみを、知事部局に委任している形をとっています。これをどう見ますか。3、教育経験者からも学校教育と社会教育の分離に反対の意見を聞いております。機構の再編成をしませんか。以上で、この場での質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

先ず、乳児健診は、遠距離移動せずに受診できるよう、体制をとるべきではないかとのご質問についてでございますが、議員ご指摘の乳児健診については、4ヶ月児健診は合併前は旧4町が合同で、佐用保健所を借りて、実施をしておりました。1歳半、3歳児健診については対象児の年齢幅を広げるなど行い、同日健診を行っていたしましたので、適切な時期に健診が受けられないとか、旧町ごとの健診では、すべての健診会場に小児科の専門医が、執務ができませんでした。合併後の乳児健診につきましては、郡医師会と執務医や健診健診会場で協議を重ね、駐車場も広く、健診に適した会場で、冷暖房完備の上月保健福祉センターで行うことになり、今では乳児健診がスムーズに流れております。そして、すべての健診につきましては、専門医の小児科医が担当することで、病気の早期発見、早期治療のためばかりでなく、将来の病気を未然に防いで、より健康に育てるための最新のアドバイスが受けられるようになり、健診の精度がより高くなったというふうに思っております。次に、対象者が少なくても、関係者の利便を考慮した事業についてのご質問ですが、町ぐるみ健診についても、本来、快適で整備の整った場所、1、2箇所で開催するほうが望ましいと思っておりますが、健診の対象人数が、膨大なため、1、2箇所では他の行事や事業などへの影響や問題が生じるとか、まちぐるみ健診の受診者の多くは、お年寄りのため、送迎バスや単車や、徒歩等での会場への移動など、問題が多く、平成18年度は合併前の状況を引き継いで、複数個所で実施をしております。合併後、乳児健診来所者へアンケート調査を実施いたしました。駐車場の心配がないとか、広くてきれいな会場で落ち着いて健診が受けられる、子どもの遊具があるなどのアンケートの回答が寄せられています。健康課では、乳児健診を受けられる親子が、健診に適した会場で、気持ちいい環境のもとに健診を受けていただくために、健康づくりの拠点としての、上月保健福祉センターで実施するほうが、現時点では望ましいのではないかと考えています。次に、保育時間についての質問ですが、合併時に策定をいたしました、佐用町保育園条例の別表で、町内の全保育所の保育時間を午前8時から、午後4時までと定めております。この条例制定までの経緯につきましては、合併協議を進めるなかで、保育の担当課、また、各園の代表者からなる専門部会の事務調整のなかで決定し、条例化させていただいたものでございます。もともと、合併前は、旧佐用町以外の3町では、保育園の開設時間を午前8時からと規則で規定をしておりました。これは、園児の通園に小学校のスクールバスを利用しております保育園もあり、その場合は、当然、小学校の授業開始時間に設定となっていました。このように、保育園の開設時間はそれぞれの町で時間設定の異なっていたものを、新町の条例制定に合わせて、町内の保育園全体で統一したものと、調整をさせていただいたものであります。この時間設定につきましては、各保育園ごとの通園状況を検討するなかで、これまで8時で、8時の開園を遅らせることの問題点も整理・検討するなかで、調整させていただいたものです。その対応として、多くの保育園では、保護者の希望による、時間延長を行っていることから、より保護者の皆さんに歓迎されるものではないかと思っております。改選前からの議会でも、吉井議員からの質問を受け、以後、保育時間の延長を行っていない、江川、長谷、石井保育園でも保護者の意向もなるべく聞かせていただくよう努めてまいりました。そのなかでは、保護者の勤務に合わせて、朝1番に通園できるので、この時間帯の方がよいとの保護者の意見も聞いております。この時間の取り扱いについては、一方的に判断することではなく、全体の調整のなかで、決定をさせていただくものと思っております。また、延長保育で発生する保護者負担についても、先の議会でもお答えしておりますように、保育料として、町が徴収するものではなくて、通常の8時から、午後4時までの保育で帰る園児と、延長保育して6時までお預かりする園児との調整を取るため、この長くなる時間に与えるおやつ代、教材費として、以前から旧町の保護者会で慣例的に行われて降りましたことを、保護者会の理解の元に継続をしております。このため、

各保育園では、時間延長を希望される保育園のみさんから、月額 1,000 円を保護者会の別会計として集めさせていただいてるのが、実情でございます。また現在、12 の保育園で 490 名の園児をお預かりしておりますが、時間延長を利用されている園児数は 116 名で、全体の 23.7 パーセントとなっております。通常、保護者の皆さんが働かれるなど、どうしても保護者の欠ける子どもたちのための保育園であり、その時間も 11 時間の開設がのぞまれています。そのためには、職員の勤務時間、本町のような、農村部では、就学前教育として、幼稚園が、マリア幼稚園のみの 1 箇所です。現在、各地でこれらの問題点を解決するため、幼稚園と保育園を一体化した取り組みも始まっております。本町でも、今後この方式について、検討をはじめていきたいと思っております。そのなかで、当然保育士などの人的、また施設のにも必要となるため、また、保育時間などについても、総合的に研究を進めさせていただきたいというふうに思っております。続いて、学童保育のご質問でございますが、本年度より、マリア幼稚園委託として、本町で初めて、試行的な試みとして、現在準備をはじめております。先日、募集を行いましたところ、20 名の児童の参加申し込みがあり、佐用小学校以外からの申し込みもございました。今回のマリア幼稚園での授業は、保護者のみなさんの要望を受け、調整させていただいたところ、昨年、マリア幼稚園で開設されておりました、同幼稚園の卒園生を中心として開設をされておりました、放課後、ジュニアクラスを拡大し、町と協同して、授業実施をしようとするもので、基本的にはマリア幼稚園の授業をベースとしておりますため、経費的には、1 時間 200 円の単価設定、そのうち、町が保護者負担額の 2 分の 1 相当で月額上限、5,000 円を補助しようとするものでございます。今回の授業では、委託先が、マリア幼稚園のみのため、広がった全町域では当然利用しにくい面があります。小学校での授業終了後、会場までの移動手段をどうするか、またこの間の、安全性の責任はどうするかなどの課題も多くあります。しかしながら、今日的な課題として、少しでも早く出来るところから実施しながら、より充実した施策を目指しております。将来的には、できるだけ、小学校の敷地内か、また隣接場所での開設が求められているのは事実でありまして、特に、義務教育として学校の手から離れた児童の移動時の危険性は特に猶予し、各方面等、協議を進めさせていただいておりますし、保護者の皆さんへの説明も開催させていただきます。この学童保育の必要性は、今日的な社会情勢のなかで、充分認識しておりますが、全小学校区で実施するとすると、開設場所、指導者の確保など、解決しなければならない課題も多くあり、財政的にも相当な負担が生じてまいります。また反面、各小学校とも、少子化による児童数の減少が目立ち、現状でも下級生のみを集団下校が困難な地域も出始め、学童保育の開設、開始により、集落によっては低学年児童が一人で下校しなければならないといったような問題点も発生してまいります。学童保育については、国・県の補助を受けて実施することとなりますが、それだけの児童数が確保できるかどうか、また保護者の経営負担についても問題もありますので、更に研究を重ね、充分検討してまいりたいと思います。次に、教育委員会の再編ということで、現体制に対する危惧の声が高いから、再編しないかということでございますが、そのほうがより生涯学習、今後、まちづくりに対し、充分な取り組みができるということであれば、今後、教育委員会とも改めて協議をしながら、今後の方向は検討していかなければならないと思いますけれども、合併協議で現在、体制の方が、よりよい社会教育、まちづくりができるのではないかとということで現体制を作っております。そういう意味で、まだ、そういう取り組みがですね、始まったばかりのなかで、今すぐ再編するつもりはございません。また、意見を反映させるステージがないまま、といわれておりますが、当然合併協議において、社会教育についての協議は、教育部会において協議がなされ、結論が導きだされたというところでございます。平成 16 年の 10 月に三日月町が、合併協議会に加入してからの協議ということになりますが、教育長等とも協議、定例教育委員会におい

でも、協議がなされております。先の敏森議員や、山田議員のご質問にもお答えを申し上げ、ご理解をいただいていることと思いますが、今日、生涯学習というものについての考え方は、生涯学習部門は生涯部局へ置くというのも、1つの流れにもなっております。また、今日のように社会教育分野が非常に幅広くなっている状況であっては、社会教育を教育委員会とか、町長部局と言うふうに区別することはなかなか難しくなっているのが現状であろうと思います。そういうなかで、社会教育を、まちづくりの一環として、生涯学習と捉えて、いろいろな事業を展開していくにおいては、総合行政という観点から、町長部局で担当する方がよりよいのではないかというふうに、そういう考え方が非常に、主流になっている、考え方も多くでてるということは、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。また、先の敏森議員にもお答えしましたように、学習者にとりましては、学習サービスを誰が提供するかは察して重要なことではないという観点からしますと、教育委員会で社会教育をしなければならないということではないというふうに思いますので、今後各機関と連携をとりながら、研究を重ねたいというふうに思います。そのように危惧する声が高いといわれますので、それが、どのようなことが危惧をされるのかというような点についても、お聞かせをいただいて、今後の生涯学習事業の推進やまちづくりに反映をさしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 先ず、子どもの健診のことで再質問をいたします。先ほどのご答弁の中で、駐車場が広く、冷暖房も完備しており、専門医の健診が受けられるとお答えになりましたけれども、合併しまして、1つの町になりまして、その旧の単位でやるとしましても、その小児科医の協力をいただけるのではないかと、私は思います。同じ日にしなくて、日を変えれば、小児科医の協力を得て、健診を行うことができると考えますけれども、その点について、いかがでしょうか。それから、以前にはその、佐用健康福祉事務所で行っていたということなんですけれども、今回、上月の幕山に場所が移動しましたから、非常に遠いという意見を聞いております。アンケートをとられたところ、そこが良かったというような回答が多かったようにお答えになっておりますけれども、遠いとか、その他の保護者からの意見はどうだったでしょうか。お聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 細かいことにつきましては、また、担当課長から答弁させますけれども、私が報告を受けておりますのは、今、小児科医というのが非常に少ないということですね、これまで、健診について、そういう専門、ほんとは小児科医でなくてですね、配置ができなかったという点もあったというふうに聞いたおりました、医師の専門医、特に日常的にですね、この子どもたちを診ておられる先生、そういう経験のある先生の確保ということ、その先生に診ていただくということがですね、一番それを重要視しなければならないというふうに思います。健診についてはね。場所の問題につきましては、確かに、ある程度遠くなりますけれども、今のお母さん方、みなさんもう、車で毎日生活されております。町内のなかであればですね、子どもの健診、毎日のことではありません。そういう専門の安心して診ていただける先生に、みていただけるのであればですね、その1箇所、幕山であってもですね、何とかみなさんに、安心して受診がしていただける体制ではないかなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。健康課長。

健康課長（達美一夫君） ただ今の町長の答弁と通りと、それと、旧4町のやり方でも、小児科医の協力が得られたのではないかとということなんですけども。議員もご承知のように、年間の計画書をみていただきますと、非常に多く事業を計画いたしてます。それと、開業医によりまして、何曜日の午後とか、曜日によって休みとか、そういう関係で一応、現在、上月福祉センターのほうでやっているところでございます。それと、アンケートの結果なんですけども、一応、議員がおっしゃいましたように、なかには、遠いという人もおられますけれども、新しくきれいな場所で受けられて良かったとか、広広として良かった。専門医の診察が受け、心配事が解消できて良かった。そういう多くの意見がアンケートによって寄せられております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そのアンケートで遠いという意見もあったということなんですけども、少ないとしましても、そういった意見があるということは、検討をしていただきたい問題ですし、その小児科医の協力の問題なんですけれども、手元に事業の一覧表をいただいておりますけれども、これで、どうしても小児科医の手が足りなくなると。旧町単位ですと、それができないということで、佐用共立病院と、それから、岡本医院と、小児科の先生がいらっしゃるんですけども、それではできませんか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達美一夫君） 今も答弁しましたように、岡本先生の場合は、第3水曜日の午後はお休みということで、自然と自ずからそこ決められてまいります。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

20番（吉井 秀美君） お二人の小児科医の先生で、どうしても旧町単位ではできないということなんですか。

議長（西岡 正君） 課長。

健康課長（達美一夫君） 今のところ、郡の医師会等と協議しました結果、今のやり方であれば、郡医師会としても専門医の先生を派遣できるけれども、それ以上になると、ちょっと難しいと。いうことでございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 事業は沢山あるんですけども、その小児科医の先生がおられないとできないという事業につきましてですね、年何回なんですか。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達美一夫君） もう一度、ちょっと。ご質問の方、お願いします。

20 番（吉井秀美君） 子ども対象の、いろいろな健康事業があるんですけども、例えば、すくすく健康相談とか、よちよちとか。こういったものにつきましては、保健士・栄養士で対応したり、それから、歯科衛生士、そういった皆さんで健診事業がされておりますけども、小児科医が居なくてはできない健診事業っていうのは、年に何回になりますか。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達美一夫君） 回数は分かりませんが、事業の対象としましては、小児科医が必要な分は、4ヶ月健診、それから、1歳6ヶ月健診、3歳児健診でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） じゃ、どうしても郡の医師会の方では、これ以上といいですか、場所を増やすということはですね、旧町単位ですということは無理ということなんですか。

議長（西岡 正君） 課長。

健康課長（達美一夫君） 今までの協議のなかでは、私としては、そういうふうに理解しております。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） お願いはされているのでしょうか。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達美一夫君） 協議のなかではいろいろと、協議を重ねてまいりましたが、今も説明申し上げましたように、岡本医院の岡本泰子先生につきましては、開業医ということで、水曜日の午後しか、休みがありません。自ずから、その分については水曜日の午後にその健診をもっていくしか、方法はありません。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 私は、その合併してから、この健診ですね、これは最初から、事務当局の方が、上月の健康保健センターで、やれば、対象者も少ないことですから、そこで一度にやろうという、そういう方向を決めてやっているのではないかと思うんですけども。旧町単位でやろうというような考えは、検討されたことがあるのでしょうか。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達美一夫君） いろいろ方法を検討した結果、やはり、健康課の本課として、今も申しましたように、施設的にも整備がされておる、上月の保健福祉センターでやると。そう

いう結果に、それが 1 番いいだろうということで、そういうことに基づいて、実施をいたしております。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それではまた、対象者にこれからも意見を、アンケート取られておりますけれども、意見を聞いていただきたいなというふうに思います。

それから、2 点目に保育時間の件ですけれども、その新年度から、佐用町なども、午前 8 時から午後 4 時ということで、夕方の終わりが 4 時 30 分に迎えにいけばよかったものを、4 時までにとということで、それからまた、家事ですね、保護者が居ない場合にその代わりとなってお迎えに行く人たちのスケジュールが非常に大変だという問題と、それから、延長保育の考え方なんですけれども、町長とそれから、福祉課長のお手元に近隣の市町の、遠いところもあるんですけれども、近隣の市の延長保育、通常保育の時間帯をまとめたものを、お渡ししておりますけれども、佐用町が言う延長保育というのは、他の宍粟市、たつの市、姫路市、赤穂市、相生市、この辺では通常の保育時間の範囲の中に入っております。それでこの延長保育の捉え方なんですけれども、非常に今、保育園の中でも、町内の保育園の中でも、小規模な保育園ではそんなに問題も起こっていないというのか、保育士と保護者とのコミュニケーションも、そこそこれますので、誤解も少ないですし、意思疎通ができております。ところが、佐用保育園は特にですね、人数が多いことから、お互いに誤解があったりとか、なかなか今、信頼関係がですね、保育園と保護者での間での信頼関係が崩れていくような方向にね、今特に、合併後、この 4 月からの保育時間について、いろいろな意見がでております。その点を是非解消するためにもですね、保育園側も、親の就労等ですね、保育ができないその子どもたちを健全に育成していくために、やっぱり協力的にやっていただきたいですし、そういう意味から重ねて質問をするんですけれども、この保育時間表を見られて、どう思われますか。感想をお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵造典章君） 佐用町といたしましても、そういう保護者のですね、保護者の生活実態にあわせてその支援をしていくためにですね、延長保育を行なっております。それについても、6 時までということですね、行なっておりますのでね、今、吉井議員は、他のところではですね、特に何も問題ないと、ただ、佐用保育園の場合ですね、なんか、誤解があって信頼関係が崩れているというようなお話なんですけれども、そういう誤解ということであればですね、それはきちっと説明もしてご理解をいただく努力、形をしていかなければですね、本来大きな問題が根底にあって、その制度として駄目なら、それはまた、直さなければいけないことでしょうけれども。他のところが問題がなくて、多いから誤解があって問題というのであれば、その誤解ということについての、逆に課題ではないかなと思いますけれども。それは、保育園の中で、きちっと、保護者に、そういう誤解があれば、それに対して説明をしてよく理解していただいてね、保護者と保育園がやはり一体になって子どもの保育、育成を行なっていくという形。これを作っていかなければならないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 新年度から、その保育時間が 8 時から、4 時になったと言うことでね、これは、あの確かに混乱をしているんです。三日月の保育園は、従来通り、スクール

バスの通園がありますから、時間の変更もなく、8時から4時です。佐用の場合は、変更しましたから、その点でひどい話ですと、4時1分でも過ぎたらもう延長ですと。いう事が言われるような状況もあるんですね。で、それから、4時半に迎えに行っていたころはね、その仕事もパートを4時までして、それから、迎えに行くという形もとれていたんですけども、4時までの保育時間といいますと、ほとんどの方が3時半から3時40分、この時間帯に迎えにいかれているようです。そういうことで、非常に保護者の方の生活にもいろいろな影響を及ぼしてきていると。おこしてきているというような状況になっています。私はその、近隣ではどういうふうに延長保育をしているのかということを探ねてみました。というのが、佐用では、4時から6時までが、延長保育というふうにいわれています。けれども、延長保育というのは、規定では、6時以降に保育をすることが延長保育ということになっておりますから、当然佐用は、延長保育料が取れないのが、徴収できないのが、その決まりがあるからね、延長保育料というのはとっていない訳でしょ。この表でもみていただいて分かりますように、8時から例えば4時までの通常保育の時間の保育園でも、7時半から、8時までの間の、言いましたら、時間外の保育は負担金ゼロです。4時、通常保育が終わった後、6時からの延長保育が始まるまでの間の4時から6時の間の保護者負担もゼロな訳です。6時から、7時までが延長保育、こういうふうな形でここではじめて、月いくらという延長保育料が発生してくると、いうことで、概ね、通常保育の時間の前後ですね、朝の時間、それから、通常保育時間終わった、夕方の時間、その両方で大体が、1時間づつ、自由に親の都合でみてもらえるという、そういう柔軟なね、対応をほとんどの保育園がやっているわけですね、ですからそういうことから考えますと、合併してからの、佐用の保育時間の決め方というのが非常に働く親の生活を圧迫しているというか、あたふたとした毎日をね、過ごしていかなければならないようなことになっていると。それから、延長保育の契約をしている子どもたちから、おやつ代の実費をいただいているということなんですけれども、自治体にお尋ねしますと、それは、通常保育の保育料のなかで、賄われるべきもので、実費徴収というものは、するいわれのない、負担金だと。はっきりといわれております。そしてまた、保育園で子どもがお昼寝して、大体、3時くらいにおきるらしいんですけども。それから、おやつのあるんです。3時半くらいからね、もうそろそろ、佐用の場合は、お迎えが来て、おやつ食べたらずく、お迎えがあるんですけども。その後ですね、4時から6時までの間にどうしておやつが必要になるかと。6時以降の延長保育の場合だったら、やっぱり、子どもにおやつを食べさせないと、おなかもすいて困るということですけども、その必要が何故、あるんでしょうかということが、疑問として残ります。実費といいながら、一律、一人に月1,000円。そういうことには、問題がないでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 保育時間がですね、条例で一応、いつでも、時間がいいですよということでは、やはり、施設として管理上、駄目だということで、何時から何時までが保育時間ということは定めます。しかし、今、話をききますと、1分でも4時を過ぎたらね、後は延長保育だというようなね、施設のなかでそんなような、ほんとは取り扱いをしてるのか、そうであればね、通常の仕事の場合でも、実際に、終業が、役場、5時15分で終業といっても、あと、それで、すぐに窓を閉めて、扉を閉めてしう訳でもありませんし、保育所のなかでですね、実際にそういう、それが1時間も2時間もというふうになれば、何も決める必要ないんですけども、5分や10分ということであれば、それは、多分少し遅れられてもね。そんなに、それが延長ですよというような取り扱いはしてないと、私

は思っております。もしそういうことであれば、そういう考え方について、また、園長によく指導していかなくちゃいけないなということは思います。それから、延長保育ということで、とりあえず、それから16時、4時からはですね、6時まで2時間。これは誰でも、保育を延長させていただくと。みさしていただくという形になっておりますからね、ですからそういう、多分延長保育を登録した場合ですね、30分だけの延長保育というようなところは、あんまりないんじゃないかと思うんですよね。やっぱり延長保育を希望される方は、1時間とか6時までの2時間とかですね、そういう形で希望されていると、いうふうに思います。ですから、その時間ですね、30分くらいなところですね、もし、その日遅れていうようなところがあればね、延長保育扱いではなくって、通常のなかで登録される方は多分そういう、1時間とか2時間という形の方が登録されるという、そういう考え方で園の通常の運営をしていただければなというふうに思う訳です。それから、おやつとして実費をいただいております。これは、延長保育2時間のなかで、町としても、保育料としては、当然いただいておりますしね、もしこのおやつ代が問題であればですね、特にまあ、吉井議員言われるように、3時におやつ食べてですね、すぐおやつなんか要らないと。これは保護者と一緒に考えていただいて、もう無くしてしまえばいいことですね。別に徴収する必要もない。町が徴収しますと言ってる訳ではないと思います。これは、保護者の皆さん方で一緒に考えていきましょうと決めてもらったと思うんですけどね。それがもう払いたくないと、必要ないということであれば、別におやつと言うものを無くせば良いわけですから。それはまた、保育所のほうにですね、指示して中で、皆さんで話し合ってくださいということで決めていただければいいことだというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そのおやつ代の実費のことですけれども、これは必要であるか無いかということ、保護者と園で協議をしてですね、決めたらいいということですが、例えば、それが、必要であると考えればですね、通常保育の保育料のなかで、賄われるべきものではないでしょうか。ということなんです。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵道典章君） これまでおやつ代もとってないところもあったと思いますけれどね、必要であるというのは、私はまあ、子どもにね、そんなにおやつその、食事前にですよ、与えることもないと思いますから、かえって子どもの健康にとってもですね、このおやつを与えるということが、逆に私は問題かなという感じもいたしますけれども。それが保育のなかでどうしても必要だということであれば、その保育のなかで、その保育経費の中で、まあ当然賄うべきものではないかと。しかしそれを、必要で無いけれども、親として子どもに与えてくださいと、子どもが言うからまあ、そういうものとして、経費負担してでもしてくださいと、親の方から言われれば、それはその皆さんで、保護者で集めてそれを園の方で、一応対応させていただいているということではないかと思うんですけども。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） この、私は保育園の問題で、言いたいのはですね、とにかく、時間を決めたら、その弾力的な考え方っていうのがなかなかできてない面があって、それで、もう時間を決められれば、きっちりそうなんですよという運営がね、実際行なわれていて、そ

の延長の、先ほど町長が言われました、30分くらいのは、延長にね、当たるかどうか、そういうご答弁されましたけれども、教室を分けてですね、そのこちらは延長の子どもたちの教室、ちょっと遅れてきたらね、子どもたちをね、別の裏で親のお迎えを待たすとか、そういったようなね、事も実際にあるというふうに聞いております。私が考えるのにね、三日月の保育園が8時から4時であったと。それはその、事情でそういった運用がされていた訳で合併を理由にしてね、これまでの体制から大きく変えていく必要がどこにあったのかなど。ということが一番の疑問なんです。そういうことから、混乱が起きてなければ、問題はないですけれども、現場としましてはね、親がやっぱり非常に、ばたばたとした生活を余儀なくされている訳ですから、その辺はもっと緩やかな運用ができるようにしていかなければならないというふうに思っています。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現場をね、管理、運営してくれている園長始め、保育士の皆さんからもね、話を聞かないと、今、吉井議員からだけのお話が、皆さん方の、大部分の皆さんのそういう思いかどうか、考え方かどうか分かりませんが、そちらの話も聞く必要があるかもわかりませんが、私は、条例というものはですね、ある程度当然規則として決めなきゃいけないと。ただ、それぞれやっぱり沢山の施設があったり、地域があったら、ある程度の運用というものはね、それはその地域にあわせた運用というものは、必要であればしたらいいと思うんですよ。だからそれは、園が勝手にではなくて、こうこうこういう状況で、こういう時間帯でやりますと。だから、8時半がいいのであれば、8時半にするということもね、運用上、できないということはないと思いますし、ただ、私これみて、朝ですね、お母さん方も非常に忙しい中で、早く8時から開園してですね、少しでも早く子どもをね、預けられると。これのほうがよくばど便利やないかなど。いう感じもしますし、あと、4時以降についてね、6時まで、そういうことで延長保育として、園を全部開園してる訳ですから、そういうなかで対応していただければ、逆に保護者にとって、よくなってるんじゃないかなという感じはいたしますけども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そういうことですから、私が町長のところに、プリントをお渡ししたのはね、その8時から4時というふうに決めて、条例上、決めたということであっても他の町でも、条例上、8時か4時とか、保育時間、8時半とか、4時半とか、きまっておりますけども、朝の時間ですね、30分、1時間朝早く連れてきても、それは預かってくれる。そういう対応をしている訳ですから、佐用の場合はね、その4月から8時から4時ということになったら、その時間を守らなければならないという姿勢があるので、親も困っているんですという話をしているんです。ですからその辺は、柔軟に朝の30分、1時間とか、それから夕方ね、30分、1時間のゆるやかな運用というのは、夕方のはまあ、聞いておりますけれども、そういうふうな運用がなされるべきで、今の佐用の合併後のやり方というのは、余りにも厳しいんじゃないでしょうかという話なんです。それで、町長はこういうふうに、ここで私が質問しますと、保育園行って言われるんでしょうけどもね、今年の3月にですね、役員会でおやつ代のことについてですね、前回私が言いましたから、先生のほうから、おやつは親がこうと。そういうふうな提案があったということなんです。もう、お金は預からないと。そういうようなことで、いろいろあったらしいんですけども。また結局は同じ様にね、1,000円を今、預けて、保育園の方でそれは預かったお金でおやつ

を買ったり、そういうふうに行われているらしいですけども。やっぱりどういうためにこの質問をしてるかということ、今のね、生活実態の中で、やっぱり共働きをしていかなければならないし、その働く親をやっぱり助けていくというね、そういった立場でより良い方にもって行っていただきたいんですけども、こんなことしとんかというような調子でね、保育園の方に行かれると、なかなかいい方向が見出せなくなってくるので、その辺はやっぱり、保育園ですから、柔軟な運用をしていただきたいというふうをお願いしたいんです。分かりますか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） いや、分かりますかというそんなことしてると、一方的に決めつけられてますけど、私そんな話、全然、保育園の園長にしてませんしね。そんな、何を根拠にですね、そういうこと話されるのか、私らでもその、保育所にしても、今回もね、今言うように、親の生活実態、そういうことに出来るだけ、利便性を考えて、変更してやると。対応してるという風に思ってますしね、8時からと言うのは、運用から言えば、今までの8時半からだったのをですね、8時から、お預かりをするということにしてるんですから、その点についてはですね、親御さんにとっては、時間的な余裕も、朝の1番忙しい時間ですよ。できたと思いますし、その16時以降については、先ほど言いましたように、6時までちゃんと、保育を誰でも保育をしていただく体制をとってるわけですから、そういうふうに使っていただければ。私はなんでそこまでこだわりながらですね、こう言われているのか、私のほうがちょっと、分からないんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、7分前ですので。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 保育園と保護者との信頼関係をね、しっかり、させていかなければならないという立場で質問をさせていただいております。次に、最後なんですけれども、教育委員会に、社会教育の事務をという問題ですが、これはこれまでも、質問が出ておりました、町長もそれが良いということであれば、今後協議をしていきたいというご答弁がされております。そういうなかで、私も、県下の状況を聞いてみますと、例えば、スポーツなどね、一部の事務委任というのは、その教育委員会から、町長部局の方に、その一部委任というのは多く見られるけれども、佐用がね、やっぱりその量が多いということで、県の教育委員会としても、気になる存在というか、特異な町という見方をされているように私は聞いております。そういうことで、やっぱり学校教育と社会教育は車の両輪という、そういう見方を県の方でもしておりますし、その点で早く町長に検討を始めていただいて、それを待つまでもないんですけども、その社会教育と学校教育を教育委員会で所管する本来の姿に戻すべきだと考えますので、最後にご答弁ください。

議長（西岡 正君） はいお答えください。町長。

町長（庵逄典章君） この件につきましてはね、先ほどいろいろと縷々、答弁させていただいております。本来の姿と言われるんですけども、私はまあ、これまでの姿ということでは、確かにこれまでの姿はそうであったと思います。しかしまあ、それがこの現代の時代にあってね、どういう行政の進め方がいいのか、この点については、今後、教育長始め、教育委員会でもですね、充分検討、考えていただいて、やっぱり教育委員会としてもですね、今後の社会教育、そしてその社会教育が、生涯学習であり、その生涯学習することの

行為、活動がまちづくりだという点を、教育委員会としてもね、十分にご理解いただい
ね、教育委員会としてやっていこうという、そういう形ができれば、私はどこに、先ほど
言いましたように、区別することない。どこにあってもかまわないというふうに思ってお
ります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） 終わります。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君の発言は終わりました。ここで、休憩をいたします。再
開を午後 4 時といたします。

午後 0 3 時 5 0 分 休憩

午後 0 4 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、再開をいたしますが、冒頭に報告をしなければならな
かったんですが、本日、住宅管理課長の田村さんが、親戚の葬儀のために欠席をいたして
おります。それから、先ほど黒田園長のほうから明石市立の花園小学校の児童に、17 時
より講演をするということでございますので、早退さしてほしいという届出がきておりま
す。なお、明日の日程等の具合でありますけれども、本日 2 時から開会したということで
ございますので、5 番の笹田鈴香さんまで、本日したいと、このように思いますのでよろ
しく願いをいたしときます。それでは、6 番金谷英志君の質問を許可いたします。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は 3 点。先ず 1 点目に農政
についてであります。政府が行なっている輸入は野放し、農産物価格はすべて市場にゆだ
ねる農政が、小規模農家だけでなく、国が育成の対象とする大規模経営にとっても大きな
打撃となっております。こうした農政を、無批判に受け入れるのではなく、佐用町の農地
を守り、有効利用を図るとともに、農業振興を図ることを求めて、質問をいたします。住
民参加の農業振興計画作りが必要ではないか。京都府宮津市では、農業委員会が集落座談
会を繰り返しながら、地域の村づくり計画を作成しています。それをきっかけに集落での
営農組合の設立、そこでの機械導入、更新に対する補助、住民の 9 割が参加する元気村、
いきいき村夏祭りの開催などに発展しています。農家や地域住民の声を反映した佐用の実
態にあった振興計画をどう立てるのか、2 項目目は、家族経営の育成をどう図るのかであ
ります。群馬県甘楽富丘地区では、兼業農家、退職高齢者、女性など、農家の力を引き出
し、多品目の生産を発展させています。認定農業者や法人だけでなく、集落営農などを含
めた家族経営を農業の担い手と位置付けた取り組みが必要であります。3 項目目に、特産
物の振興をどう図るのか、旧町で取り組んできた、ぶどう・自然薯・ひまわり・桃・こんに
ゃく・お茶・もち大豆等の特産物は、全体の中でどう振興していくのか、4 つ目に農産
物の消費、拡大はどう図るのかであります。県でも地産地消を推奨しています。町内でも、
それぞれの直売所で、販路の拡大などにも取り組んでいますが、また、学校給食への、地場
農産物の供給も、食育の面からも、積極的に進めるべきではないか、大きな 2 項目目とし
て、にしはりま環境事務組合に、本町が加入しつづけるメリット・デメリットは何か、昨
年、12 月議会で答弁された、ゴミの組成分析はされたのか、またそれを、結果を基本計画に

盛り込まれたのか、3点目に、県が取り組んでいる暮らしの道づくり事業に、町として事業推進にどう協力するのか、県道整備は高規格の道路から道路拡幅、対処の設置など、自治体にあった改良をすすめており、これを早期に整備することが求められております。以上、町長の答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。まず、1点目の農業振興の方針につきまして、概ね10カ年を見据えた計画の農業振興地域整備計画が、旧町で作成をされております。個別地域での事業実施につきましては、この計画に基づくとともに、地域住民と協議をしながら事業計画書、例えば、中山間地総合整備計画経営体育成基盤整備計画等の策定を行い、事業実施を行っております。現在は、旧町での計画により事業実施を計画実施しておりますが、今後は、新佐用町としての農業振興整備計画を1つに策定していく必要がありますし、この計画に基づき、農家や地域住民の声、集落自治会、農会での要望などをとりまとめることにより、個別地域事業の実施計画作りが必要であるというふうに考えております。2点目の家族経営の育成をどう図るかということでございますが、佐用町全体を考えた時に認定農業者だけで守ることはできないと考えられます。そのため、地域での集落営農による農業推進を図っているところであります。3点目の農産物の振興についてですが、農産物の振興につきましては、今までのそれぞれの旧町での特色ある作物として、振興を図ってきており、農産物を利用した特産品作りにも、役だっております。これからも、農業改良普及センター、農協と協議をしながら、旧町ごとの地域性、取り組みを継承し、農産物の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。4点目の農作物の消費拡大についてでございますが、町内には多くの農作物、生産部会がありますが、町施設の販売所においては、組合員による生産物の販売が行なわれており、また、生産組織においても販売先を農協、企業、商店等に出荷されておまして、郡内の加工・販売施設の代表者連絡会においても、種々検討がされている状況にあります。また、学校給食におきましても、生産加工販売などから、加工品も含め、農作物を給食用に供給されておりますので、地産地消の観点からも、今後も地域農産物として利用していく考えでございます。続いて、西はりま環境務組合加入継続のメリットは何かというご質問でございますが、メリットとデメリット、いろいろ言われますけれども、私はこの事業に参加している行政としての立場は、少ない経費でもって環境に配慮した安定的なゴミ処理が今後とも行政の責任として行なえるということではないかというふうに思っております。現代の施設についても、平成22年が耐用年数となっており、町単独で建設することは経費の点からも非常に、多額の経費を要し、負担が大きいというように考えます。平成11年に県が推進する広域化、当時は佐用郡・新宮町・上郡町について合意をしており、その後、11町においても合併枠とは関係なく、広域化を進める確認もしている経過がございます。一般的に小型焼却炉では、毎日の立ち上げ、立ち下げが必要な間欠運転式施設となり、燃焼が不安定になることから、最低でも100トン、日量以上が好ましいというふうにされております。平成12年度から地理的条件や、建設時期の不一致と、特殊な事情により、広域化が困難な地域につきましては、国庫補助を認めることとなりましたが、佐用町に特殊な事情があるとは考えられず、当初の計画どおり、広域的な取り組みをすることにより適正な交付金を受けることが最善の方法だというふうに考えております。収集については、各自治体で行うこととなりますが、佐用町については、全体として従来より

若干、距離は遠くなりますが、やむを得ないというふうに思います。ゴミの組成分析については、関係市町ごとにゴミ資質の分析を行っており、計画書に盛り込んでおります。市町により、違いはございますが、紙・布類が最も多く、ついで、合成樹脂類、厨芥類などとなっております。全国平均と比較いたしますと、厨芥類の占める率が高いのが、特徴であります。粗大ゴミにつきましては、重量による分析で、金属類が 30 パーセント、瓦礫類が 25 パーセント、家具などの木製品が 20 パーセント、以下、その他プラスチック類の順で、不燃物ではガラス類が最も多く、ついで金属類、瓦礫、プラスチック類、その他で計画をしています。引き続きまして、暮らしの道づくりに協力をとのご質問でございますが、県が平成 15 年度から、10 ヶ年計画で推進しております西はりま暮らしの道整備事業は、その機動性、自然環境の保全、整備コストの縮減、並びに生活環境の保全という観点から、非常に効果的な整備指標だというように、理解をしております。1 車線改良工事、待避所設置、あるいは見通しの確保等、地域の問題と、地域になじんだ道づくりを、皆で考えていこうとの発想は、非常に高く評価されております。10 年間の期限付きの事業でございますが、地域の格段のご協力と手法についての参画をお願いするとともに、町にあっては、沿線集落との連携を深めながら、円滑な事業推進のため、県に積極的な働きかけをしていきますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上、この場での、金谷議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まずはじめに、農業振興ですけれども、町が 3 月に出された皆で支えあい、助け合う協働のまちづくりというのを出されております。まさにこれを、実践されたことによって、農業振興、私もなると思います。そのまちづくりのなかで、パンフレットに書いてありますのは、佐用町には、暮らしを豊かにしてくれる多くの財産がある。豊かな緑と清流、美しい星空、四季折々の自然の恵み、伝統ある多彩な歴史資料、これらは私たち先人が守り、ひきついできた汗と英知の結晶である。佐用町が最も暮らしやすく、魅力ある町にするには、私たちは今、何を考え、何をすべきなのでしょう。ということで、住民にパンフレットを配られて、協働のまちづくりを進めようと。こういうことで進められてる訳でありますけれども、農業振興で 1 つ、大分県で 1 品 1 村運動がやられましたけれど、これがやられたのは 1979 年、大分県の知事が提唱されてやられた農業振興、ものづくりの事業でしたけれども。これの 1 つの反省として上げられたのが、もうこれはなくなっただけですけども、その 1 つが住民との多くの住民との話し合いがなされなかった。これが一村一品運動の取り組まれて課題、それから、取り組んできた教訓としてひきだされた。こういうふうになっておるんですけども、そのなかで皆、住民の中で協働で作っていく。はじめから、今まででしたら、町がこれだけお膳立てして、全体の政策としてはね、やっていくことありましたけども。計画の段階から、住民が、県がいうてる、参画と協働、参画というのは、計画段階から、住民自体が取り組んでいく、参加していくということですけども。そのなかで、家族経営のあり方についても、住民も参加する、こういうことが提唱された訳ですけども、1 つのこういう方法はどうかという提案ですけども、はじめに上げまして群馬県の甘楽富丘地区これは甘楽郡富岡市が JA が協働で、合併しましたから、この地域でやっているという地域ですけども、大規模生産が失敗した。地域にあった方法として、自給的農家や女性高齢者の引き出す基本路線を確立した。こういうことによって、それが 1997 年、やられてきて実質成果をあげてる訳ですね。実際、そしたら町長は、お聞きしたいのは、どういうふうにその家族経営や、担い手と位置付けてね、それから認定農業者以外にも、そういう女性とか、高齢者がやれる農業、実際、どう

いうふうに協働で進めていこうとされてるんでしょうかね。具体的には。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 佐用町の地域ですね、農業の特性として大規模生産、大規模な土地という生産方式は、もうなかなか合わない、実際農業として成り立たない訳ですね。土地の条件として、そういう整っていないという事。そういうなかでですね、この農地を活用して、地域の、農地を、地域を守っていこうとすれば、やはり、それぞれ、先祖から永年、その土地を耕してきた、いわゆる家族ですね、の単位でやはり、基本的には土地を守っていく、生産していくということが、大事じゃないかと思う訳です。そういう中で、やはり、これまでもですね、各旧町によって、いろいろな特産品といわれる、特徴のあるですね、農産物の生産ということを取り組んできております。だから、失敗したものもありますけども、今、その地域の特産品として、いろいろと直売、販売所で販売できているような農産物もうまれてきていますね。ですから、大規模にですね、生産してまた、市場の流通にのしていくような生産というのは、これは、なかなか経営的にも、その十分な採算性というものが成り立たない。また、大きな危険性もあります。また、年齢的にもですね、若い人がその安定した収入を得ていくということにも、なかなか難しい。そういうなかで、地域の担い手としては、ある程度高齢者であり、また、家におられる女性の方であり、そういう人たちがですね、小規模であっても、その農産物を生産することによって、ある程度の収入が得られて、それを生産したものが、きちっと販売ができるシステム、そういうもので今後、経営をやっていくことが大事かなというふうに思ってます。そういう意味で、農産物の直売所というものと、それと生産者と、これは今までも組合形式なりですね、いろんなその組織を作って、運営をされておりますけども、こういう形態をとりながら、町としても、もう少し販売においては、その商品においてはですね、給食に使われたり、町のいろんな施設の食材に使っていくとかですね、そういうことで、できるだけ生産されたものが、安定してその消費されるという体制のなかでですね、その生産においても、高齢者の方、小規模であっても、そういう生産体制が取れるような支援もしていきたいと。ですから今、いろいろな生産の仕方ありますけども。ハウス栽培等におきましてはですね、ハウスについて、支援も補助もだして、農協と一緒にこれは支援をしてるわけですけども。そういうようなハウス栽培等の施設の支援、そしてそれを生産されたものを、またそれを消費、販売していく支援、そういう形で一体的にやっていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 認識としてはね、私、町長と一緒にだと思っております。家族経営が主体となった佐用町の農政を進めるべきだと思います。その点で支援も進めていくと、町長言われたんですけど、支援の実際の窓口としてね、その役場の中にあるかどうか、その点は実際支援していく、支援していく言いながらね、支援が実際にどういうふうな経営したらいいんだ、どういうふうな作物を作っていたらいいんだいう、そういう支援のまちづくり的なものは設置されることが、考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 直接的にはですね、農業振興課、今回も合併後にですね、これまで

のいわゆる、産業課といわれるね、産業全般から農業と言われるものと、振興について、課を設置しておりますね。農業振興課が窓口としてですね、そういう事業の支援実施にあたっていきたいというふうに思います。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 実際まあ、窓口として設けてもね、聞きにこられるかどうか、それを聞きに来やすい窓口に設置も大切だと思うんですけども、それから、研修なんかもね、実際もっともっと、各個人に任せるのではなくして、こういう作物を、佐用町全体について考える上で、研修の制度も必要と思うんですけども、その点、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、いろんなですね、情報、また指導、個人でいろいろと研究されて、いろんな特色ある作物を生産していこうという意欲を持ってられる方もありますけどもね、いろいろな人から聞いて、私もやってみようかというような形が多いんじゃないかと思うんですね。ですから、当然、町としては、効率のいいですね、また、生産者にとって、非常に生産しやすいいいものを、進めていくということ。そういう研究をしなきゃいけませんし、これは、改良普及所、県においても、この地域にあったそして、今の時代にあった新しい農産物というものをね、取り入れるべきものあれば、取り入れていこうと、それは実際に、試験的にですね、まず、どこかで生産してみて、それが結果がある程度良ければ、広げていくというようなね、そういう取り組みもやってます。ですからそれは、普及所が主体になって、農協と一緒にですね、町も補助金を出して、そういう取り組みやってるんですけども。そういうなかで、1つは、消費者の意向とか、消費者の動向というのが非常に大事だと思うんですね。これについては、直売所を町内に4箇所の直売所がありましてですね、そこでいろいろと皆さんが、組合を作ったりして、今販売委託をしてやってる訳ですね。そういう直売所のなかでの、連携ですね、どういうものが消費者にとって好まれる、よく売れるか、またこういうものが考えられるんじゃないかということ。これはあの、よその地域も研修もして、調査したり、また直売所同士等、生産者等、一緒に協議をする場とかですね、そういう形での取り組みが今後ほんとに大事じゃないかなというふうに思っております。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） それを、町として研修の予算的な措置ができるかということなんです。今でしたら三日月で言うたら、味わいの里三日月なんかでも、組合ですから、組合の中で、生産者部会の中でも、研修なんかもされてるわけですね。いろんなとこ、行かれてる。その町としても支援ができるかどうかということなんです。研修なんかの。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君）　　そういう今まではですね、各施設ごとにやっておられたと。それに対して、その研究費というんですか、新しい特産品を作っていくような調査費というようなものをですね、町も支援をしておりますね、ですから、今後そういうかなりの額を支出しておりますからね、町としても今は、そういうものをもっと全体的に有効に使う、連携をできるようなことも必要かなというふうにも思います。ですから、その辺は現在でも町としても、そういう個々には研修をしたり、いろいろと研究していくということに取り組んでおりますから、それを町全体にもっと、一体となってねやれるような、今度取り組みの仕方の問題やと思いますけれど、それは考えていかなきゃいけないと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君）　　その予算的な措置の上で、18年度予算で、町長が言われているのは、農産物特定定着化対策補助金、1,200万の予算計上ですけども。こんなかで研修費なんかも使っていただいたらいいという、そういうことなんでしょうかね。

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵途典章君）　　そういうその、中身細かくですね、そこにこの予算と、各味わいの里なら味わいの里に対して、今年も新しいそのメニューを考えるような、毎年、コンテストなんかやってるんですけども。そういう経費というものは、別個にみてあるんじゃないかというふうに思ってるんですけども。そういういろんなところに、バラバラにおかれてると思いますけども。そういうものを今後まとめてですね、系統だって、有効に取り組めるような、そういう体制が必要かなというふうに思いますけども。

議長（西岡 正君）　　金谷英志君。

6番（金谷英志君）　　この点は、課長に確認したいんですけども。その農産物特定定着化対策補助金、事業量としては、もち大豆や、黒大豆、それから蕎麦等の補助ということですけども。それからまた別のメニューで、特産品開発委託料、280万くらい、その予算計上されてるんですけども。その点で、研修費とかもそんなかで使えるということなんでしょうかね。

議長（西岡 正君）　　農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）　　農産物の特産定着化対策補助金につきましては、いわゆる転作ですね、集団転作しているんな作物作られております。そういったものを、補助金とか、もち大豆、そういったものですね、地域特産ということでの助成、その他、ナス・蕎麦・ぶどう、そういったものの苗木の助成とか、そういったものがあります。また、ヒマワリといったようなものも、このなかには含まれております。それと今、先ほど言われました開発の関係なんですけども、これにつきましては、旧でいいますと、旧上月と旧三日月と旧南光のですね、商品開発ということで、予算措置をさしていただいております、それについて、加工品のですね、生産物の加工品の研究といったものに助成をしております。それとも1つは、農業振興会の補助金というのがあるんですけども、そういったなかにおきまして、各生産部会等がございますので、そのなかでですね、生産部会の研修、そういった面の助成金としては、このなかには含まれておりますので、各生産部会での活動の

いろんな研修していただく助成としては、この農業振興会の助成金の方で、予算化させていただきとうということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 先ほど、ハウスのことが、町長からも出たんですけども、予算上は、ビニールハウス補助金は、120万ということで、もっともっとそれが、家族経営、最初、町長が言われたように、家族経営なんかも振興していくという上ではね、そのハウス、これもっともっと、予算計上はこれくらいですけども、もっと要望があり、その研修もされて、こういうふうに行っていこうとなれば、もっともっとそれに対する予算的措置は、されるんでしょうかね。その、一方でほとんど、佐用町では、圃場整備なんかも終わってね、この度の18年度予算では、改修程度ではその、パイプラインの設置とか、出てますけれども、終わって今度ハード面をもうほとんど終わったということで、ソフト面で開発とかね、農産物はどういうふうにしていくのか、そういうふうなことが必要だと思うんですけども。その点で、ソフト面にもっと予算的措置が、今後ね、方向としてはそういう町と私一緒ですから、できるかどうか、予算的措置ができるかどうか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう家族経営というような形というようなものですね、やはり、これからまだまだ、1つの基礎になるんだということで、そのなかで、やはり、安定した品質のいいものを作っていこうとすれば、やはり、ハウス栽培というね、方法。これがまあ、1つの方法、生産の方法だということで。できるだけ、その生産規模というのは、そんなに大きな規模ではない、小規模のハウス栽培いう形をですね、多くの生産者の方が取り組んでいただきたいなと。ただこれにはですね、その生産物、その生産された農産物をね、ちゃんと先ほど言いましたように、消費する、それを販売していくというですね、そういう片方で、受け皿っていいのか、そういうシステムがないとですね、いくらでもこう、やってくださいという奨励をしてですね、実際に、価格、物が売れないと。いうことでは、また、意欲を無くしてしまいます。この辺が、何を作る、どれくらい生産していくかという、計画的なですね、生産体制が必要だと思うんですけども。そういうその計画さえどんどん、計画ができれば、販売ができる。販売したものが売れるというですね、それができれば、この予算はですね、2倍でも3倍でも、予算していてもね、それだけ財源を、予算を使ってもですね、私は非常に有効な事業になると。いうふうに思います。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 1つは、農産物は、天候とかね、いろいろ影響を受けるんですけども、その中で1番価格補償をね、取れなかった時にはどうするか。それでもう、取れなかった根崩れしたと、とりすぎで根崩れするとか。もう被害を受けて、全然もう、作物とな

らん。そういうような時でも、生産の意欲を失ってしまうということですね、ある程度の価格補償はして、それで、生産者の意欲を引き出すということが出来ると思うんですけども。価格補償の点については、作物についてはね、家族のやっとならされる分についてはするべきだと思うんですけども。町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） これは、非常に難しい点があると思いますね。だからの、そういうことの危険性と言うんですか、そういうものを回避するために、十分にこの市場調査また、消費者の動向というのを図ったなかでね。また、地産地消で、地域で消費できるのはどれくらいかと、いうもの。それで直売所を持っているわけですから、直売所でこれまで販売してきた、売れてきた、そういう数量とかですね、今後、伸びていくだろうというもの。そういうものを皆で、まず、ある程度計画したなかでね、見通しを作った中で、生産もしていかなきゃいけないと思うんですけども。今、もち大豆の、なんかのようにですね、生産もその加工品が、これくらい加工して、どれだけもち大豆が必要だというなかで、ある意味では、それに見合った生産ですね、それに対して、その価格補償をしていくというようなね、そういう形での価格補償は、できると思うんですね。しかしまあ、その一方で、自由にいろんなもの作って行ってね、それがまあ、市場全体のなかで、価格が暴落して行ってそれを補償していくというようなやり方は、これはちょっと、また別問題ではないかなというふうに思いますけども。

〔金谷英志 君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 何でもかんでもね、生産者がその、怠けてといたら悪いですけどね、そういうふうなことで作れなかったということで補償するのはね、それは問題だと思う。ある程度、組織の中で、どういうふうな影響があったのかと、ちゃんと調べてから、補償はするべきだと思うんですけどもね。その点で、それから、次移りますけども、農産物の販売の元、販路拡大ですね、今、味わいの里三日月でやっておられるのは、その味わいの里ではね、尼崎等都市間の交流も含めて、それから、いろいろイベントもし、それからコンピューターなんか使ってね、製品の管理もちゃんとされてる。その町の中では、佐用町の中では、一番その農産物のその組織としてはね、味わいの里が1番、私、優れてると思うんですけども、それをもっと全町的に広げて行って、組織も作ってということが大切だと思うんですけども。販路の拡大という面ではね、その全町的な組織も、その農業振興の中で、考えていかれるのかどうか、その点は。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 味わいの里でも取り組んでおられるようなね、品質管理とか、販売の仕方という、組合員が、組合組織して取り組まれます。そういう方式、これはまあ、ある意味では、大体、旧各町、旧町とも基本的には同じ様な取り組みがされてきていると思います。ただ、そういうなかで、今、販売量というのはね、ある程度施設の規模、今の交流人口が余り変わらないと。ある程度、頭打ち言いますかね、大体まあ、量がきまってくると。いうようななかでですね。もっとそういう方を、生産を増やしていこうとすればで

すね、販売をどうしていくかということだと思っんですけども。ただ、この小規模で、地域内で自分たちのできる範囲内の、その販売方式というものをです。コントロールできる範囲内の販売を考えていかないと、先ほど言いましたように、市場との連携をとっていくということなんです。これはまた、それに巻き込まれてしまってです。非常にまあ、この私たちのような地域での生産規模ではです。かえって、非常に生産者に大きな痛手が出てくる可能性もあるということなんです。ただまあ、今の4箇所にある販売が、それでいいのか、農協なんかは、当然、農協の役目としてもです。もっといろんな販売に力を入れていかなきゃいけない。農協の直売所というようなものもです。いままあ、佐用郡農協、JA西の佐用のところにも作っておりますけども、ああいうちょっと入ったところの不便なところで、あんまり販売量は少ないです。上郡やそういうところにも、今新しいのを作っているということです。今後まあ、今ある施設なんかの皆さんとも、よく協議していかなきゃいけないんですけども。伸ばしていこうとすればです。交通量の多い所にです。新たなそういう、農協なんかは主体となったです。販売所を作っていくというようなことも、これも販売、量としては伸ばせるとは思いますけれども、それがその、今言う組合員の皆さんとのプラスに、利益になっていくような形になるかどうか、この辺は、充分検討していかなきゃいけないなと思います。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 販路の拡大ですけど、1つの先ほど、一つ目の質問でも言うたんですけども、給食に使う。ある程度、その使われてると、町長、答弁あったんですけども。一番使われてるのは、やっぱり三日月小学校なんです。味わいの里が窓口になって、その食材を供給してるんです。17年度で調べてみますと、給食で100パーセントその、味わいの里が、地元のやつを使っているのが、こんにやく、ということがあるんですけども。大体どのくらい地元の作物を給食に使ってるか、3割くらいだそうです。100パーセントが今言うた品目ですけど、なかなか、今、味わいの里が努力されて、生産者に、あんたどれ作ってくれとか、そういう話もされて、ある程度の食材使う量を確保された、そういう努力もされてきてこういふふうな3割くらいにも、までようやくきたということなんです。それも、全町的に広げていかなあかんと思うんです。その点、全町的に広げていくにはどうしたら、その町長はよろしい、広げていくのは、いくべきだとは前提だとは思っんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今ね、金谷議員がお話のように、三日月でね、今、給食使われてるんにおいても、加工品が主なんです。ほんとに生鮮野菜というのが、なかなかその使えない、ある時には使えるんですけども、一番これまでもいろいろと、そういう指摘があつてです。それを利用してこういふ時の問題点は、必要なときに必要な分量をきちっと提供できると。そういうそのことがね、年間を通してです。責任を持ってそれをやっていくには、生鮮野菜等、保存が利きませんしね、難しいということで、実際に沢山ある時にはあまってるのに、使えないというような状態で、給食の使用率というのなかなか上がらない点だと思うんです。だから実際にそれを、あげていこうとすれば、先ほど言いましたように、いろんな必要な素材、作物のですね、計画的に生産するという、この体制が絶対に

必要になるんですけども。ただ、学校給食だけではね、なかなか年間を通してそれだけのものを生産していくというのは、また、量的にそれほど多くないわけですね。だから、それが他にも、充分供給しながら、学校給食にも使えていくというような形では、物でないかね、今、同じ物だけを提供してる訳に行きませんし、学校のメニューもですね、非常にバラエティーに富んで、いろいろと栄養士さん、考えていきますからね、ですから、その点、ある程度これは、栄養士さんが、学校の給食のメニューを考える方とも、協議をして、そのすべてというわけにはいかないと思います。この作物は、年間、これくらい使うと。そうすると、供給する側では、こういうふうに生産していけば、責任もって収めることができる、というようなことをね、各施設、いろいろな関係者が連携をしていかないと、できないと思うんですけども。そういうこれから、そういうことの取り組みが必要じゃないかなというふうに思っています。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町長言われるようにね、その計画立てて、その学校給食に使うことがその販路拡大のきっかけになるくらいの、そのつもりでやったらいいと思います。次の2点目のにしはりま環境事務組合ですけれども、先ほどにしはりま環境事務組合の協議会で、全体の総事業費が出て、それで各町の負担割合が出たんですけれども、そのなかで、総事業費が92億5,000万余りあるんですけれども、それから、負担額の合計が49億6,300万、そのうち、佐用町の負担が、12億5,000万、そういうふうに協議会では言われたんですけども、このそもそも、基本的なことを、お伺いしたいんですけども、耐用年数、供用期間というのは、にしはりま環境事務組合で作ろうとしている施設は、耐用年数は、いくらと見込んでるんですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） すみません。私、管理者だから、すべてのこと知っとらないかんのやけども、基本的には15年の耐用年数で計算していくんですけども、多分という言いかたでしか、今、答えができません。15年ということだと思います。

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうになりますと、15年、先ほど言いました、12億5,000万、15年、確認書が、これが1番問題になるんですけどね、途中で抜けられたら、後の負担が佐用町にかかってくるんじゃないかということで、これが1番、財政的なネックになると思うんですけども、環境事務組合の中で、局長でもね、脱退するとは、書いてないとは言われるんですけどもね。確認書交わされたということは言われるんですけどもね、確認書交わされたということは、そういう可能性もあると、町長も、そういうふうな認識だと思っんですけど。脱退は決まってないけれども、脱退の可能性もあると。その確認書については、そういう認識なんじゃないかな。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 脱退があるかないかっていうことになるよね、確認書を交わされているということは、そういうことが起きうることはね、どっちかというたら、あるというふうに言わざるを得ないと思うんですね、あの確認書の内容みてね。ただ、それは、無条件にただ、脱退がするとかせんという問題ではない。そういう負担の問題とかですね、当然今後の運営のなかでの負担についても、すべて、やはり、それぞれの市町に負担の増とか、減とかいうことは、そこはお互いの合意がなければできないことですから、だから、そういう意味ではね、私は、基本的には、ああして作った以上ですね。脱退は。脱退することによって大きな、逆に脱退する方側に、するに当たったの経費負担というものがかかってくるわけですから、そんなことまでして、脱退する意味はないというふうに思いますから。そういう意味では、私は脱退はないというふうに思っております。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 確認書について町長、今言われたように、脱退するほうに、むしろペナルティーがあるんだと。精算時に、精算するときに考慮するということは、そういうふうに、脱退する側に、そのデメリットというかね、精算してから脱退しなさいよと、ということなんでしょかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その時点で精算をするということになってますね。精算をすることもしあれば、協議をして精算をするということになっておりますから。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、先程、耐用年数が15年。それから計画どおり15年間は、もう、この計画、先程の負担割合は、もう変わらない。脱退するにしても、この負担割合は、ちゃんと全体で負担が、49億6,300万。これは、変わらなく負担していただくということなんでしょかね？

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今のところ、これはまあ、今の試算ですからね、完全に設計ができおりませんし、入札も終わっておりませんけども、今の概算費用の試算の中で、後、これに対しては、交付金、それから起債を借りてですね、その起債の償還。で、その償還に対しての交付税参入とか、そういうもの差し引いて、そして、実際に、各構成町、組合が、負担すべきお金、これは利子も含めてですね。そういう金額になるということです。ただ、負担割合につきましてはですね、今のところ建設費について、平等割が3割、人口割7割という、こういう今計算の中で、今試算をしているわけですね。で、この点についてはですね、建設の段階で、再度検討するということになっておりますのでね、まあ、当然、そのことによって、若干、増減が出てくるだろうというふうには思います。ただ、

その後、大きなね、増減はない。まあ、一応今の段階ではね、全て概算ですから、それぐらいな、40いくら、佐用町において、12億ぐらい。12億ですか。それぐらいの金額であるというふうに、概算捉えていただければ、大きな間違いはないというふうに思います。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その負担割合でなんですけれども、平等割が3割で、人口割7割です。町長言われたように。その人口割で、その負担割合決められるというのはね、ごみの排出量に決められるのが実態に則したやり方ではないかと思うんですけども、各町1人当たりのごみの排出量がデータとして出てますけれども、佐用町なんかでは、組成分析の中でも生ごみの厨芥が少ないんですね。都市部の方では、生ごみも一緒に燃えるごみとして出されるますから多い。ある程度、佐用町としては、ごみの減量化に努められる。負担割合が、その人口割ではなくて、その排出量によって算定されるべきではないかと思うんですけど、その点、町長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その負担割合というのは、いろいろな算定のね、この方法があると思います。だから、今、金谷議員言われるような、ごみの排出量で負担するというのも、1つの方法なんですけども、ただ建設段階においてですね、まあ、ある程度、その建設はするに、建物、施設を造っていく建設費につきましては、そういうふうに、ごみの排出量がいくらというふうなね、ことを細かく計算して出していくのは、非常に難しいと思います。ただ、運営ですね、建設過程、供用開始した後の、その運営費ですね、これは、ごみがですね何トン処理するかというのは計量してですね、実際に毎年数字提出して出てきますね。そういう意味からすると、本来運営費は、ごみの排出量によってね、まあ、その負担割合を決めていくというのも、これも実際、ある意味では正解かなという気は、私はするんですけども、ただ、まあごみの、この施設を造っていくのは、基本的な物というのは、ごみの量が多い少ない関わらずですね、その施設は建設していかなきゃいけないのでね、そのへんはお互いに、この組合員同士の中で協議して、合意点の中でやって行かなければ、佐用町が少ないから佐用町の有利なところだけで押し通すということは、そういう形だけではね、お互いにね、そういうことだけを、各市町の構成町の有利な点だけで話し合いをしていくということは、なかなか難しいとは思いますがね。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その有利な点じゃなくてね、それが公平だと私は、ごみの量によって、その負担金も決まってくる。それが有利ではなくて、佐用町に有利だからということではなくて、それはむしろ公平だと、私は思うんですけどもね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　ですから、ごみの処理費ね。運営費。後々の運営費については、それが公平じゃないかというのは、私も思います。まあ、そういうことはね、今後の負担の協議の中でね、話しをしていきたいと思えますけども。当然ね。建設費につきましては、なかなか、ごみの排出量というもので算出するというのはね、これは、どこでも、あまり、基本的に、ごみが多い少ないに関わらず、その施設として基本的な物は造っていかなくちゃいけませんので、それが、逆に公平かということになると、逆の見方も出てきます。そういう意味だと思います。

〔金谷英志君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、ちょっと。一般質問中ですが、前もってお話をいたしておりますとおり、本日の会議を延長したいと思います、ご異議ございませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡　正君）　　はい、異議なしと認めます。

〔金谷英志君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君）　　新宮町が、たつの市に合併する前は、それは燃やすごみではないですけどね、いろいろ分別もされて、減量化に努められて、たつの市に委託すると。ごみの搬出量によって負担金も算定するとなればね、減量化に努める動機付けが、大きな動機付けができると思うんですけどね。それで建設費について、今もう決められる、負担割合が負担額が、額までも決められるわけですから、今の段階で、その運営、後のこっちゃなくて、今、もう決めておかないと、それが駄目じゃないかと。それが、佐用町にとってはデメリットではないかと思うんですけど。

議長（西岡　正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　建設費の負担とですね、今後の例えば、建設供用開始後のですね、毎年の運営負担。これは、やっぱり別ですから、ですから建設費については、今お話をさせていただきますように、まだ、この負担割合というのはね、これから協議をして決めていかなきゃいけないということなんですけれども。その考え方としてね、ごみの排出量で決めるというのは、ちょっと無理な点があるんじゃないかなと思います。この建設費につきましてはね。で、この今の人口割と平等割の考え方、まあこの点についてはですね、建設費については見直すということに、それが同じになるかどうか分かりませんが、もう一度再度見直して決めるということに、確認がされておりますね。で、現在の建設費に係る準備段階、これはまあ、それこそ大きいも少ないも関係なくですね、平等に施設を造っていかないといけないから、平等割というものをもちょうとということになったわけですね。

〔金谷英志君　挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町長、管理者もされておりますから、その姫路市との協議の中でね、姫路市が確認しなければ、バックアップ効果と言われるんですけども、姫路市は、このバックアップ効果の1つの根拠としては、網干に日炉 450 トンの全く同じですね。22 年供用開始のを今建てる。この、にしはりま環境事務組合で造ろうとしている施設を、おんなし、今から造って 22 年供用開始。おんなし施設を今から始めようとしているんですけども、姫路市の、その態度というかね、いろいろ協議会の中で協議とか、その管理者として、いろいろ姫路市の市長さんらとも話しされると思うんですけども、姫路市が網干沖に今から造ろうとしているのに、にしはりま環境事務組合に、一方では加入すると、そういうふうな話は、姫路市としては、どういうことなんでしょうね。普通一般に考えれば網干で今から考えるんでしたら、もう 450 と安富町のごみも、その中で処理しよう。1 つの施設造ってやる方が経費は安く上がると思うんですけども、その点、姫路市はどういうふうなお考えなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、もう姫路市だけで考えられたらですね、金谷議員言われるように、そういう考え方をされるのは、私らも当然だと思いますしね、ただ、そのことが姫路市だけで考えられたんでは、これまでですね、当然、まあ姫路市ではないですけども、今度姫路市になった安富町はですね、一緒に加入して、確認をしてですね、進めてきたと。で、今回、姫路市が、安富町が姫路市にね合併されたといっても、そういう約束事、確認事項をちゃんと履行するということが前提の下に全て確認、合併協議がされておりますしね、こちらも、それで進めているわけです。だから、姫路市さんがですね、当然、新しい施設を造られることによって、まあそりゃ、姫路市の中で考えられたら、それの方が、そうしたいという気持はあることは分かりますけども、これは、やっぱり、この関係町の中の、それぞれの立場、中でですね、姫路市も自分ところの考え方だけで、この物事を決めるといことは、これは、困りますし、私たちも認めるわけにはいかないですし、ですから、そのことについては、姫路市も理解をしてですね、姫路市も建設において、まあ一緒に建設をするということで確認がされたわけですね。だから、それ以降は姫路市さんも、そのことが確認した以上は一緒にやりますということで、そこで話は、きっちと枠組みも決めて、決まって、今、進めているという状況ですね。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、町長の意見としては、姫路市が加入される方が、佐用町に比べてはメリットがあると。そういうふうにお考えなんでしょうか？

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、それだけ広域的に、その負担するですね、ある意味では、市町、数の多いほど、その費用の分担、経費の分担も少なくなるわけですから。メリットがあるということです。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） ごみのことについては、最後にしますけど。

今、新聞報道等でも言われているんですけども、し尿とか汚泥処理施設の談合のことがありますね。それで、ごみ焼却施設についてはね、94年から98年にかけて計60件の入札で談合したとして、業界が排除勧告を受けておるんですけども。こういう中で、ずっと、そういうふうな、ごみの業界というのは、ほとんど業者が決まってまうような、特殊なものですからね。し尿処理についても、それから橋とか、それからトンネルとかね、ダムとか造る特殊なことしか、そのある程度業者が限られてくるということですね、談合の恐れが、ようようあると思うんですけども、管理者でもありますし、そういうふうな入札の透明性を今後どういうふうに関われて行くおかんがえでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、こういう建設段階ですもんね、そろそろ迎えようとしてですね、実際、私も、こうして管理者という立場におられると、まあこれが一番頭の痛いね、皆さんが、どう見ても、そういうふうになんか不正があるとか、法律違反があるというふうにな、見られてしまうということは、事業そのものよりか、そういうことに対して事業の信頼性が失われてしまうわけですから、まあ、透明性のある、当然ね、形でやっていかなきゃいけないと思っておりますけども、実際これが非常に難しいなというのは、こういう金谷議員が言われますようにですね、こういう施設というのは、非常に技術力とですね経験が必要な施設です。ですから、ある意味では、そういうメーカーと、今言われるね、企業の力がないとですね、できなというのも事実ですよ。それも全国的に、こういう規模のものをやっている企業というのは非常に少ない。それかまあ、その中で、先程言うような事件も起こして、起きたということですね、指名停止とかいう形の処分もされているメーカーもあるわけですね。ですから、私は本来ね、この談合といわれるよりか、この施設、今まででも、非常に競争で低価格ですもんね、ダンピングのような形で落札して事業やって、いろいろと問題が起きた例も逆にありますしね。確かに設計価格一杯一杯で、ただ設計価格一杯というのは、本来、設計上出てるんですから、それが適当でないとは言えないんですけどもね、非常に極端な例が、非常に多いものですからね。まあ適正な価格をいくら、事業費をいくらに見るか、このへんが、やっぱり私はポイントではないかなと思います。それは、発注者側がですね、やはり施設の適正な価格というものを、予定価格というものをね、きちっと出すということですね。それが本当にできれば、一番いいんだというふう思うんですけども、まあどっちにしても、企業についても協力いただかなければできませんから。だから、ただ公共事業としての発注の、やっぱり責任。この点については、充分いろいろと研究しながら、これは私だけの責任ではない。これは加入組合管理者全員のね、これは責任ですけども、まあこの点については、充分配慮して、考え、注意しながらやりたいなと思っております。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り時間3分です。

〔金谷英志君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうには、この4月にもね、判決が、その今までの談合事件に対しての判決が出て、その組合の管理者に対して損害賠償請求しないのは違法だと。そういうふうなことも判決も出てますからね、今から、きちんとしてやっていただきたいと思います。だから、適正な、先程、町長が言われたように、適正な価格、ほんまに主体的に町が把握できるかと。コンサルの言いなりやなしに、業者の言いなりじゃなしにね、適正価格を町が主体的に設定していくことが大切だと思います。最後に、くらしの道ですけども、県では10箇所あげて、その内2箇所がもう、実施の計画からは外されて実質佐用町では、9箇所がくらしの道として計画されてるんですけども、その中で、当初15年からやって10年間ですから、もう10年間のうち、ある程度もう2年ぐらいは過ぎておるんですけども、その中で、これは地元としても早くやって欲しいという声強いんですけども、問題点としてはね、地元の協力なり土地の買収とかね、そういうふうなんがあるのか、この早く早期に、なるべく早くやって欲しいという声があるんですけども、早期にやる上で何か問題点があるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お答えいたします。先程、町長の答弁の中で、メリット、それから整備仕様について申し上げたと思うんですけども、その中で一番大きなコンセプトはですね、やはり地域の課題と、地域に馴染んだ道づくりをつくっていかうということは、イコールですね、新佐用町が提唱しております、参画と協働ですね、これに非常にマッチした西播磨くらしの道事業です。まず、そこのおさえていただきまして、西播磨にある37路線の中で、先程おっしゃいましたように、実質9路線、佐用町あります。その中で、幸いなことに3路線がモデル地区としてですね採択を受けて、住民が計画段階から参画して行って、このくらしの道づくりに参加しております。その中で、参画と協働なんですけれども、それは、とにも直さずですね、私思うんに、お互いを尊重してですね、理解し合うということが大事ですから、土木の技術と、それから地域の課題ですね。どこから直していただきたいという分と、それから今おっしゃった土地、あるいは物件の提供。これが非常に大事だと思います。その中で、過去15年間から15、16、17ですか、3年の中で、もう既に終わっている所もありますけども、若干用地で困難性を極めている所もあります。しかしながら、10年間の中で10億。毎年1億やっていく中では、何が大事かということ、私どもも県と一緒に地域の中へ入って行って、住民の方々の理解をですね、今後とも積極的に進めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 時間が参りましたので、これで金谷英志君の発言を終わります。

〔金谷英志君「ありがとうございます」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、続いて16番、川田真悟君の質問を許可いたします。

〔16番 川田真悟君 登壇〕

16 番（川田真悟君） 16 番、川田真悟でございます。本定例会におきまして、3 件の一般質問を通告いたしております。順次質問していきたいと思っております。まず最初に、1 番目は、デジタル放送の受信についてであります。ご承知のように、2011 年に、現在の地上波、いわゆるアナログ放送が中止され、デジタル放送になると予定になっております。この件に関しましては、電波の届かない所は、まあいわゆる共聴施設でございますが、そこが、私は、まあ順次、自分とここで施設の切り替えをやっていくのかなという想像をしておりましたが、まあ先般、連絡会におきまして、町長いわく、光ファイバーを整備して検討をしていくというようなお話がありましたので、まあ一応一般質問としてお尋ねしたいと思っております。まあ、いろんな方法があると思っておりますけれども、光ファイバーを使うメリット、デメリットは、どういうところがあるのか。また、敷設の範囲。いわゆる、これは新町全域に敷設していくのか。また、工期は何年ぐらい見ているのか。まあ、一応、総額予算として、約 16 億円程度と申ししておりましたけれども、その財源の見通しはどうなっているのか。等々、お答え願いたいと思っております。また、2 番目の佐用商店街の、まあいわゆる旧佐用町内でございますが、雨水対策でございます。平成 16 年台風 21 号の影響によりまして、佐用商店街、この役場付近には、大変こう浸水の被害がありました。その対策として、文化センターの裏に排水ポンプを設置して対応していくと思っております。私は、まあ佐用の商店街の活性化としても、今まで、いろんなことで、当局と相談させていただきましたが、なかなか、目に見えた成果が上がっていないのが事実でございます。今後、雨水対策によりまして、こういった成果が上がっていくのか質問をしたいと思っております。3 番目に、佐用町内に英語の授業をとということで、これはよその学校でも、ある程度は、事業を取り入れるということがありますけれども、佐用町内は、無いと思っております。まあ、英語が世界の共通語として使えるのはご承知のとおりでございますが、なかなか我々も含め、会話ができる人は大変少ないように思います。佐用町内の子どもに小学校の時から、英語を日本語と同じように教えるべきだと、私は考えておりますが、それは、いろんな考え方もございます。先程も、いろいろ質問がありましたように、私は、1 つは少子化対策にもなり、当然、子どもにとっても無益な授業じゃないと思っておりますので、できるだけ早く英語の授業が必要じゃないかと思っておりますけれども、また当局、また教育総委員会の見解をお伺いしたいと思っております。以上、簡単ですけれども、この場からの質問とさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、川田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。最後の英語教育につきましては、教育長の方から答弁をいたします。まず、デジタル放送の受信についての質問でございますが、ご指摘のとおり、現行のアナログ放送は 2011 年 7 月に放送を終了することが国の法令によって定められております。総務省が、地上デジタルテレビジョン放送エリアの目安を発表いたしました。佐用町では NHK 佐用、NHK 上月中継局及び民放佐用中継局がデジタル化されることになっております。この結果、町内ではデジタル放送が受信できない、いわゆる難視聴世帯が 8 割以上を占めると考えられます。これに対応するため町といたしましては、ケーブルテレビの導入を検討しております。ただし町で放送施設を持ち運営すると多額の運営経費が必要となり、今後の財政運営に支障を来すと考えられますので、情報基盤

整備として全町域を対象に光ファイバーの敷設を行い、放送・設備等の運営を民間にお願いする、公設民営方式などを研究をいたしているところでございます。電気通信事業者が設置している光ファイバーは、平成 16 年度末で全国の 84 パーセントをカバーしており、営業収益が見込めない過疎地域が未整備地域となっている状況でございます。光ファイバーを敷設することにより、テレビ放送の安定受信・インターネットそのものの安全で安定的な利用環境を整えるという一般的な効果をもつほか、「地域生活水準の向上」「地域経済の発展」「行政の効率化・高度化」など、いろいろな面に効果・効用を有しております。また、光ファイバーは、メタル線と比較しても材料代には、ほとんど差が無く、雷等にも強いもので、耐用年数は 30 年以上と長いことも特徴の 1 つであります。受益者負担については、現在共聴アンテナを敷設するために個人が支払っておられる平均的な負担額を基準として、負担額を定めていきたいというふうにも思っております。工期につきましては、だいたい事業で 2 年ぐらいを想定しておりますが、既に、共聴アンテナのデジタル化を検討されている地区もありまして、今後、二重投資にならないように、できるだけ早く、この事業を進めることが必要ではないかというふうに思っております。まあ、そういう意味で、できれば、この 18 年度中に基本設計に着手をいたしまして、平成 19 年、20 年の 2 ヶ年で事業を実施していきたいというふうに、今のところ考えております。その敷設することによりましてですね、非常に、いろんな意味で、便利な施設となりますので、皆様のご期待に応えて、早い時期に放送を開始できればというふうに考えております。事業費は、今、約 16 億円ということで概算経費を算出しておりますけれども、今後設計ができる中でですね、確定をしていくわけですけども、まあ、だいたい概算 16 億円ということで、考えていきたいというふうに思っております。なお、財源につきましては、合併特例債を基本に考えておりまして、総務省の地域情報通信基盤推進交付金という制度がございます。できるだけ、この制度にもものせて、交付金も得たいというふうに思っておりますけれども、非常に、この全体の金額が少なくて、要望市町が多いということで、この点については、今後努力をしていきたいというふうに、思っております。次に、商店街の雨水対策についてであります。平成 16 年度の台風 21 号による豪雨によりまして、床上浸水被害が、この商店街地域にありました。これら、浸水被害の軽減対策として、下水道事業の内面排水、雨水排水対策に取り組み、平成 17 年度から工事着手をし、本年 3 月に雨水ポンプ場が文化情報センター裏に完成している状況でございます。ご質問は、このポンプ場に接続する雨水排水路の改良工事の今後の計画についてでございますが、完成した、雨水ポンプに、円滑に速やかに流れ込むことにより、浸水被害を軽減させる目的で、雨水流下断面改良等を、平成 22 年の完成を目標に、今後 5 ヶ年計画での認可を受けております。地元関係者と、事業の推進同意を得て、できるだけ早い完成を目指して予算要望と事業推進を図っていきたくて考えています。想定している雨水管渠の事業費は、約 2 億円であります。工事の着手手順の基本的な考え方は、幹線の下流から上流に向けて計画していきますが、農業用水路を兼用の雨水排水路もありますので、農業用水を落水してからの工事発注の予定としております。

全体計画での新設の幹線雨水計画といたしましては、盛本精肉店前の中町の交差点から、旧、岡野医院前の交差点を経由いたしまして、旧ダスキンの佐用店前までの間は、県道、町道内に、ボックスカルバートによる暗渠の新設をする計画をいたしております。既存の排水路は、断面・能力を調査して、施設をできるだけ有効的に利用して既存の位置で改良する考え方でございます。本年度の計画は、現在、実施設計中でありまして、計画がまとまれば、地元説明会等も開催をしたいというふうに考えております。この事業を実施するにはあたりましては、地元住民の皆さん・水利・商工関係の方々のご協力が必要でござい

ますので、充分、協議、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いを申し上げます。あと、小学校の英語教育につきまして教育長からの答弁をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、続きまして教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 議員ご指摘のように英語を学んでいても会話ができる人は大変少ないのが現状であります。このような中において、小学校から英語教育の導入が、小学校から英語教育の導入が検討されておりますが、現在の小学校では、学級担任制であり、教育課程上、制約もあります。しかし、この制約の中でも、英会話の指導経験を持っている地域の人や教員免許状がなくても優れた知識・技術を持つ社会人を招聘し、担任の先生とチームティーチングで授業をしたりすることが考えられます。また、佐用町教育委員会では、英語教育の必要性を重視し、以前から外国語指導助手、ALTとっておりますが、導入して、4中学校を1ヶ月単位で指導し、その間に、それぞれの中学校校区の小学校にも指導に当たっております。小学校に外国語英語会話を取り入れることは、1つには、広い視野を持って異文化を理解し、それを尊重する態度を育てたり、共に生きていく資質の育成が図られること。2つには、日本人としての自己の確立が図られること、などがあげられると思います。今、国でも小学校段階における英語教育の是非が検討されておりますが、佐用町におきましても、将来を見据えて、国際理解教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（西岡 正君） 川田議員、はい、よろしですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） はい、再質問させていただきます。まあ、順番にいかせていただきます。先程、町長の方から、いろいろ答弁ありましたけれども、助役も商工会の総会の挨拶の中で、こういったお話もしておりました。また、こういった問題につきましては、当然、地元の自治会等のご理解が大事かと思われませんが、自治会の方には、こういった説明をされておるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先程、お答えさせていただきましたようにですね、各集落なり地域の組合ですね、共聴アンテナという形でテレビの受信をされている所が非常に多いわけです。まあ、それを、そのデジタル化に向けて、また施設の老朽化ということですね、これを改修していかなきゃいけないと。まあ、この事業をですね、NHK等は、当然まあ、そういうデジタル化に向けて、今後、補助金を出してですね、やっていくということで、既に、集落によっては、NHK等と交渉しながらですね、計画をされている地域があるということも聞いておりましたので、先般の自治振興会の全員の総会でですね、町としては、こういう考え方で、今後、今年、計画を早く進めて行きたいので、そういう各集落で取り

組まれているような事業についてはですね、少し猶予をいただき、待つて欲しいと。また、そういう計画があればですね、町の方に相談をしていただきたいと。で、実際に、今後、そういう事業が、だいたい計画がまとまっていけばですね、早く、各集落、そして共聴アンテナをされている所に対してですね、町の方から、また説明をさせていただくということで、お話をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） ということはね、私もこれ、大変こう、ええことかどうかというのは、ちょっと難しい判断があるんですけども、ようは、今現在におきましては、いわゆるテレビ、携帯電話、いわゆる情報関係につきましても、佐用町内のインフラ整備と考えた方がよろしいんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、別にテレビの受信をするためだけが目的じゃなくってですね、いわゆる、これは世界に通じるですね、情報網のインフラの整備です。で、これ本来都市部においてはですね、民間企業がですね、1つの事業として、敷設をして、そこで事業運営をやっているわけですけども、もう、そういう過疎地については、どうしても採算が合いませんから、まあ、そういう施設が敷設がされないということですね。ですから、まあ、これは、まあ町として、地域全体が情報網として、きちっとできる整備をするということ。これはインターネット等も、高速化もできますし、また、1つのメリットは、同じ、この佐用町内でのですね、これは通信。これは全部無料で、お互いに使えるという形になります。そういう、非常にまあ、メリットもありますし、1番は、皆さん方に、まず当面喜んでもらえるのは、先程言いました、テレビでの受信というのは、どの家庭もされておって、非常にテレビが入りにくい所もあり、組合で作っている共聴アンテナもですね、雷の多い所ですから、雷が落ちたりするたびに故障してですね、またそれを直さなきゃいけないとかですね、いろいろと苦労されていると思います。まあ、そういう点においても、非常にまあ、管理がしやすくなるというふうにも、思っております。まあ、そういう今後の、この情報社会と言われる時代においても、佐用町が遅れないような体制をとっていくための、インフラ整備だというふうにもご理解いただきたいと思います。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） まあ、IP電話にも利用できるということで、私ところも、IP電話入れてますけども、これお年寄りのね、方が、一人暮らしの方が、町内多いんで、そういった方にどこまで理解されるかなと。どこまで使いこなせるかなといった心配があるんですけども、その辺は、どういうふうにご考えておられますかな。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろと、それを効果的に使いこなしていたたければいいんですけども、これはお年寄りだけではなくて、その方のいろいろな人によってですね、使い方はいろいろとあると思います。ただ、基本的にはね、テレビというですね、これは日常的に、これは生活に、なくてはならない情報として、娯楽としてですね、定着している。ここを使っていただくわけで、後は、それに新しくIP電話とかね、町内での、また総合通信、医療面なんかのですね、自宅にいて、例えば、医師の診断が受けれるとかいうような形をね、やっていこうとしても、その通信手段として使っていけるわけです。だから、そういう、いろんな使い方というのは、今後必要に応じて、また研究もしていったらいいんだというふうに思いますけども、まあ、高齢者の方にとっても、まあ、そういう基本的なテレビの受信ということでは、一番喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思います。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） はい、まあ利用の方法ですね、まあ一応、町がケーブルを敷設するということになりまして、民間にも、このケーブルを使って、いろんなこうメリットがあると思うんですけども、そういう場合の使用料いうたらおかし、使用金といいますかな、そういう場合は、どういうふうに考えておられますか。例えば、インターネットのテレビ局つくるとか、民間がですよ。当局じゃなしにね。まあ、そういったことも、私は、まあ、いろいろ利用できると思とんですけども、そういった場合は、ケーブルを勝手に利用できるかどうかね。できたら利用させていただいたら、いろんな事業にも役立つんじゃないかと思っておるんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、だから、その利用についてはですね、これから非常に、こう可能性がいろいろと生まれてくると思うんですね。ただ、それについては、その利用するにあたっての利用料をいくりにするかとかですね、どこまで、公設、町が公設するわけですから、その部分に対してですね、支障のない限り、有効に使っていけばと思いますね。ただ、まあ、先程言いましたように、敷設した後、そういう運営についてはですね、町そのものが、これを管理していくということ。技術的にも、またいろんな面で、経費的にも非常に多額のものがかかってくる可能性もありますので、まあこれに対しては、民間の運営会社に委託して、もうちょっと幅、この佐用町だけの、このインターネット、この光ケーブル網じゃなくってですね、そういう情報をできるだけ、西播磨、広い範囲でですね、情報が、こう受けれるような、そういう運営方法がいいんじゃないかなというふうい思っておりますけど。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） その点、またできましたら、いろいろ検討願いたいと思います。
また、工事の方法、わたしも、ちょっとお聞きしますと、電話を利用する方法もあるし、
また、下水道に出るね、地下に埋設する方法もあると聞いたんですけども、今のとこどち
らを採用するような予定ですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 実際、下水道というですね、共同工というものがあればですね、そ
ういうふうな所に敷設することも充分考えられるんですけども、当然、今の現在、佐用町
の、それぞれの下水道施設は、そんなに大きな施設、敷設をしているわけじゃないんで、
これは、一般の N T T の電柱とか、関電の電柱なりですね、また無い所は、また、その、
鉄柱を立てて、敷設していくという形になると思いますけどね。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 財源で、先程、特例債の利用。また補助金は、今のところ、非常
にこう、厳しいんじゃないかということでございますけども、まあ勿論、こう、佐用町全
町にいきわたることで、特例債の利用もええと思いますけども、補助金に関しては、ほと
んど、まだ現在のところは、見通しはたっていないということですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 総務省の、この補助金で、交付金をですね、何とかお願いしたいと
いうことですが、これも総額がですね、事業費として5億円までで、その3分の1
ぐらいな交付金ということですから、全額が交付金に当たるわけではないんですけども、
少しでも、そういう交付金もいただけるように努力をしたいということです。まあ、これ
から、県の政策、情報政策課の方にですね、それぞれ、いろいろ相談をしておりますけど
も、具体的に設計をし、申請をしていくなかでですね、それぞれ働きかけていきたいとい
うふうに思っております。

〔川田君 挙手〕

16 番（川田真悟君） まあ、こういった新規の事業につきまして、なるべく大いにや
っていただきたいんですけども、なかなか、いろんな事もあろうかと思えますし、また、
期間がありましたら、次の質問をさせていただきます。次、2 番目の方に入ります。
商店街の関係でございます。先程、町長の方から、約2億円かけて5年計画という
ことで、いろいろ説明がありまして、私は、まあ、佐用の商店街の中で、ずっと以前に整
備計画といいますか、中で、歩道の計画も一応、前ございましたな。それも、なかなか前
行かんと。まあ、車道と歩道の分離ということもありましたし、また、商店街の活性化の中
で、駅前にショッピングセンター等もありまして、いろいろ昭和 50 年代後半から、佐用
の商店街に対する活性化、いろいろ計画はありましたが、なかなか陽を見ることができ
ず、現在に至っております。その中でも、今現在、若い人らが頑張っ、空き缶館等が
できまして、それが唯一、出てきたなと思っておりますし、特に、車道、歩道の分離につ

きましては、これは雨水関係と関連がありまして、佐用の保健所の上から、ずっと、大変こう、農業用水がありまして、なかなか難しい問題がありまして、今、やっと、そういったことが、ほぼこれで解決できるんじゃないかと思っておりますけども、それに関しまして、今後5年間の間に、当然、佐用の商店街の方々とも、いろんなことで、打ち合わせしてやっていただきたいと思っておりますけども、特に、これっという大きな問題といたしますか、支障になるようなことがありますかな。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 事業を進める上でね、当初から、一番難しいなというような懸念されることは、今の用水、排水になってる水路がですね、古い形の所、昔のままで残っている所があります。で、それに対して境界等もあまり確定してないというんですか、まだ、ありまして、問題があつてですね、そういう地権者、それぞれ隣接者のですね、まあ皆さんの協力がないと、真っ直ぐした、きちっとした水路が設置できないということですね。その点、地域の皆さん方が協力して整備、商店街の、その環境の整備と共に、水路としてもですね、水がしっかりと、きちっと排水できる水路をつくっていくということ。これをね、やっぱり皆さんの理解というものをお願いしたいと。それが一番大きな問題ではないかなというふうに思っております。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 以前、水路を改修する場合に負担金の問題が出ましてね、まあ1割負担とか何割負担とかいって、困ったなという話も出とったんですけども、今回は、それは負担金は、地元負担ないですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「下水道課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 負担金は計画しておりません。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） まあ、負担金はないように、よろしくお願ひしたいと思います。次、3番目の問題に入らせていただきます。先程、教育長の方から答弁がございまして、中学校のあれは、まあ私もよく承知の上でございます。なるべく、この件に関しまして、兵庫県内、この近隣では、そういった小学校の方から授業に取り入れとうことはないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育総務課長（山口 清君） はい、特に、この小学校の場合は、英語の教科というのがありませんので、この西播磨管内では、総合的な学習の時間で取り入れていると。そういう所が、いくつかあるんじゃないかと思います。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 教育長、仮に、これは授業をやるという場合は、誰が決定してんですか。教育委員会が決定してんですか。佐用郡の、佐用町のを。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） あの、その前にですね、教育課程が変わらない限り、今のところはできない。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 教育長の独断と偏見ではできないんですか。

〔教育長「それは、無理でございます。職員が言います」と呼ぶ〕

〔川田君「ああ、そうですか」と呼ぶ〕

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） あの、実はね、前の衣笠教育長とも、私、こういった話をしたことがあります。まあこれは、合併に絡んでね、1つの目玉であると。で、まあ、佐用郡の小学校に行けば、1年生から英語の教育が受けれるということになればね、先ほど、他の議員からおっしゃってましたけども、少子化対策の一貫として、佐用町に引っ越してしてこかなと、まあ小学校の間でもね、そういった事も、私はまあ、期待ができるんじゃないかと思ってね、まあできるだけ、私らの時代は中学校しか英語覚えておりませんし、覚えたいというたっても役にたたん英語やったと思ってますし、まあ今から自分で努力して英語を覚えようという気もありませんし、まあ、ただ、海外行った時に、英語が話せたらなあということが思っております。江川の地区にでもね、今、交流、海外との交流もいろいろありますしね、私の希望としては、当然、佐用の子いうたらおかしいですけども、独だけ、佐用と言いましても、やはりこれから、行政間の競争でございますのでね、何か、そういうことで1つでもね、競争に打ち勝つようなことがあったらね、私はいいいんじゃないかと思って、

こういった質問もさせてもらったんですけども、それに関して町長でも答弁お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今、川田議員から、そういう思いをですね、お話になって、私も以前から、そういうことは、ぜひ何か特にこうね、田舎と言われるような地域であればこそですね、そういう特色のある教育ができないのかなと、そのことによって、本当に自身をもってね、子ども達が、社会に出て行けるような、そういうことがでないかなという思いがありました。で、実は、私も、同級生が、幼児の英語教育というのを研究して、実際に、そういう、そのかなりの規模でですね、幼児教育、塾のような形ですけども、やっております。で、彼がですね、まあ、町として取組むんだしたら、協力するよと。そういうことに取組みね、やってたらどうなんだというような話も以前にしたことがあるんですね。で、そういう、その単に英語教育と言っても、実際に使える英語というのをですね、こう考えていくと、なかなか難しい点があるということもお話を聞いております。それを、そのできるだけ、計画というんですか、きちっとカリキュラムの中でですね、その小さい時からですね、こうすることによって、かなり人によって違うんですけどね、これは。個人によってかなりの差は出て来るんですけども、教育というのは、やることによって、非常にまあ、子ども達が伸びる子が沢山出てくると。そういうことをね、取り組めたらなというのが、思いは、今でも持っております。ただ、その時に、当時教育長とも話ししたんですけども、なかなか学校のカリキュラムというのが、決められてて、学校の教育の中ではですね、そういう特別な取り組みが難しいと。できないということも話があった中で断念をしたんですけどもね。まあ、今後、教育長ともですね、そういう取り組み、まあ今、地方分権の中でですね、教育においても、地方特色のある教育というものもできるというふうになってきているというふうには思ってますから、そういうことも1つの取り組みとして、今後検討すべき課題ではないかなというふうに思っております。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16番（川田真悟君） 大いにやっていただきたいと思います。あのね、私、教育長、久しぶりに小学校に時間割を隣の子にもろて来たんですわ。もう、できるんかなと思って、これ見たらできると私は、思ってとったんですけども、まあ教育長の話では、なかなか厳しいと。まあ、今、町長のお話もありましたようにね、教育長もやる気満々だと思っておりますので、できるだけね、過去のあれにとらわれずね、新しい教育を、私は目指していただきたいなと思っております。デジタル放送につけても、何でもそうですけども、前向きに、いろいろ取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上、私の質問終わります。

議長（西岡 正君） はい、以上で、川田真悟君の発言は終わりました。あと1名、笹田鈴香君の一般質問を予定しておるんですが、ここで暫く休憩しましょうか。トイレよろしいですか。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、そしたら、45分から再開いたします。

午後05時30分 休憩

午後05時45分 再開

議長（西岡 正君） 1、2分早いんですが、再開をいたします。一般質問に入るまでに、教育委員会の総務課長の方から答弁が、ちょっと若干、質問の内容あるようです。お願いします。

教育総務課長（山口 清君） それでは失礼します。石堂議員の質問の中で資料が手元になくてお答えできなかった分お答えします。非常に乱暴な推計なんですけども、言いますのは、子どもの推移ですけどどれも、転入転出を考えずに、出生だけを見ての数値ですので、その点ご勘弁いただきたいと思っておりますけども、小学校につきましては、これから6年間で、240名減少になるという、そういう数字が出ております。中学校につきましては、これから10年間で215名の減になるという、そういう数字が出ております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、石堂議員、それでよろしいですね。はい、それでは、続いて一般質問を行います。5番、笹田鈴香君の質問を許可します。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。5番、笹田鈴香でございます。私は、2点の質問をさせていただきます。国民にとって農業と農村は、安全、安心の食糧供給は勿論、緑豊かな環境や、景観の保全、洪水の防止や、水資源のかん養など、かけがえのない存在です。こうした多面的な役割は、農村に多数の農家が住み、営農を続けてこそ、発揮されるものです。ところが、小泉農政改革は、次々と制度をかえ、農家の人たちは、本当にやる気をなくしてしまっています。それでも、先祖から受け継いだ田を、何とか守ろうと、ほ場整備や棚田の保全整備事業など、後継者のこともいろいろ考えて、農業を続けていこうと頑張っている農家の人々などで守られています。佐用町のような、特に中山間地域の農業を守るためには、やはり関係者が力を合わせなければならないと思います。そこで、まず1点目の質問ですが、佐用町の農業を守るためにお伺いします。5月18日、農政改革関連三法案が衆議院本会議で共産、民主、社民党が反対しましたが、可決され、参議院に送られた、2007年度から実施するという「品目横断的経営安定対策」は、これまで作物ごとに行ってきた価格政策をすべて廃止して、ごく一部の大規模経営だけを対象に助成金を出すという内容です。佐用町でも、関係者の間に不安と苦悩混乱が広がっています。町長の見解をお伺いします。まず農家への周知がどのようにされていますか。対象農家はどのくらいですか。これまで、品目ごとに実施してきた価格対策を廃止することになります。どうお考えになりますか。佐用町では、米・麦・大豆が対象品目になるそうですが、品種は、それぞれ何ですか。次に、上月桜山集落で16年、17年度

の「棚田自然環境保全整備事業」が施行され、すでに田植えも終わっています。ところが、工事の終わった田で、水漏れがあり、応急処置をされています。そこで工事にやり直しがあると聞いているんですが、その件について、今後の計画は、どうなっていますか。次に、地元負担の工事費は、いつ締め切りになっていますか。農業を守るうえでも工事は机上の設計だけでなく、地形・地質等の分かった地元の意見も取り入れるべきではないでしょうか。次に、猪・鹿などの防止柵設置事業についてお尋ねします。設置は6月からと言われていますが、補助金が出るものと思っ
て、既に設置をした集落もあります。実態をどのように把握されていますか。また、補助金は出すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。次、2点目は、介護保険、新高齢者福祉計画と自立支援法についてお尋ねします。介護保険制度が次々と改悪され、10月から施設での食費、居住費が保険から外され全額負担になり、その影響も深刻です。この10月は昨年
の10月です。そして、今年の4月からは、予防給付、介護予防事業、地域支援事業、自立支援法も実施され、そのうえ、介護保険料まで値上がりしました。利用者、障害者、事業所までも泣かされています。

それでは介護保険について、まずお尋ねします。食費、居住費が保険から外され全額自己負担になったため、施設を退所した人はいませんか。デイサービス、ショートステイの回数意を減らした人はいませんか。予防給付が実施されたため、要介護1と要支援1になり、要支援が、要支援2になりますが、予防サービスの基盤整備は整っていますか。税制改定による諸控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税となり、収入が変わらないのに、保険料の区分が上がった人は何人くらいいますか。次に、地域支援事業ですが、「地域支援事業」がはじまりましたが、対象となる特定高齢者は何人ですか。また、受皿体制はどうなっていますか。

自立支援法について。所得に応じた負担が、応能負担から、応益負担になったため障害が重いほど負担が大きくなります。サービスを断念した人はいませんか。

資産調査が導入されたことで減免対象から外された人はいませんか。

この介護保険、そして地域支援事業、また自立支援法など含めまして、全国的に見ても、県内を見ても、独自の減免対策をしているところがありますが、佐用町でも町独自の減免対策を検討するべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

以上、この場での質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員から多くのご質問をいただいておりますが、質問内容にそって順次お答えをさせていただきます。まず1項目目の佐用町の農業を守るためにということで、品目横断的経営安定対策について、農家への周知はどのようにしているかとのことですが、認定農業者の方につきましては、3月に説明会を行っており、5月には、旧町単位の4会場で、農会長会議を開催し、品目横断的経営安定対策の説明も含めた会議を行い、各農会への周知をはかっているところでございます。現在、集落営農の取り組みをされており、説明要望のある集落へは、順次、出向いて説明会に入らせていただいております。今後とも、集落への説明会は行う必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。2点目の対象農家はどのぐらいかとの御質問でございますが、現在、集団転作で、麦・大豆を作られている集落地域であり、集落営農での取り組みが考えられる集落は、

18 集落ほどであると考えられます。3 点目の品目毎に実施してきた価格対策が廃止になるとのことについてですが、この制度は、あくまでも収穫、生産量の実績に基づいた制度であり、麦・大豆については、これまでの買取交付金制度の代替としての制度であり、米・麦・大豆の生産量を合算して、基準収入との差額を補填されるものであります。制度の認定要件は、いろいろありますが、現在対象となっている営農組合等が、制度に取り組みられれば、不利益は生じない制度と考えております。

4 点目の対象品目ですが、この制度の対象品目は、米・麦・大豆・てん菜・デンブン・原料用馬鈴薯であり、佐用町では、現在出荷されているのが、米・麦・大豆ですので、この3 品目となります。次に、桜山集落の棚田自然環境保全整備事業について、工事のやり直しの件についてであります。この事業は県営土地改良事業で平成 16 年度 17 年度の 2 箇年で実施されており、事業主体は県であります。工事完了後、水漏れの指摘があり、現在は応急処置を行っており、今年の 9 月以降に本格的に手直しがされるというふうに聞いております。次に、地元負担についてであります。地元負担の納入期限は、年度末となっておりますので、既に納入をされております。次に、地形、地質等の分かった地元の意見をということですが、事業計画で工事設計前に関係者に集会所で充分協議をして、また、図面や現地確認をするなど、区画整理を行う農地や用排水路、農道の要望等を把握しながら設計を行っておりますので、地元の意見は、十分に組みとって実施しているというふうに考えております。次に、猪・鹿と防護柵の設置事業でございますが、5 月の旧町毎の農会長会議において、防護柵設置補助の概要を説明し、要望のある集落、農会で申請をしていただくようお願いをしております。以前からの要望もあり、町といたしましては、出てきた要望箇所を確認し、予算上のこともありますので、補助事業で対応できるもの、単独でなければならぬものなど精査して今後の事業計画、予算計画に取り組んで行きたいと考えております。補助金の交付につきましては、基本的に申請をしていただき、予算措置により、補助金交付決定、事業決定通知を行ってから、事業実施をしていただくのが基本となっております。まあ、内容、状況にもよりますが、基本的には、補助金は、制度上は出せないというふうに思っております。次に、介護保険と新高齢者保険福祉計画と自立支援法についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず、食事、居住費が保険から除外され、全額負担になったために施設を退所した人はいないか。また、デイサービス、ショートステイの回数を減らした人はいないかとのご質問であります。町内の 3 箇所の介護福祉施設、2 箇所の介護老人保健施設、デイサービス、デイケアの事業所 8 箇所について調査を実施いたしました。いずれもそうした事例はございませんでした。また、所得の低い人に対して、食費、居住費の負担限度額を設定し、利用者負担の増額により、必要なサービスの提供に支障を来さないよう、負担を軽減する補足給付が創設をされております。次に予防サービスの基盤整備は整っているかとのご質問でございますが、この 5 月末現在で、新たに、要支援 1 及び 2 と認定された人が 62 名となっております。今後、毎月 4 回の介護認定審査会において、1 箇月あたり 30 名前後の要支援者が認定される見込みであり、それ以前に既に、要支援の認定を受けておられる人は、認定期間が到達するまでの間は、経過的要介護として従来どおりのサービスを受けることができます。介護認定者を約 1,100 名と想定いたしますと、平成 19 年 3 月末までに、330 名の方が、要支援認定者となり、770 名の方が要介護認定者となる見込みであります。要支援認定者を対象とした介護予防事業につきましては、従来どおりの事業所で実施しておりますが、特に選択的サービスとして、新たに創設をされております運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上などを

盛り込んだデイサービスなど、通所系サービスにおいては、現在 60 名と対象者が非常に少ない状況であり、全ての事業所が対応しているわけではありません。次に税制改定による諸控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税となり、収入が変わらないのに、保険料の区分が上がった人が何人ぐらいかのご質問でございますが、介護保険料の負担区分につきましては、今年度から従来の 5 段階を 6 段階に変更し、より実態に則した負担割合となっておりますが、議員ご指摘のとおり、老年者控除の廃止等により、相当数の人に段階の上昇が予想されます。佐用町では、住民税 6 月課税が確定した後、介護保険料の賦課を行い、普通徴収の第 1 期が始まります 7 月に納付通知を行うことになっておりますので、現時点では、具体的な数値は把握して出ておりません。また、税制改定によって、負担段階が上昇した人には、経過措置として税制改定が無かったことと仮定して計算した保険料との差額の概ね 3 分の 1 づつを平成 20 年度までに、各年度の負担増の上昇に止める保険料率の特例も設けております。次に、地域支援事業が始まったが、対象となる特定高齢者は何人かのご質問でございますが、地域指定事業の中で、介護予防事業の対象となる、特定高齢者については、65 歳以上の人口の概ね 5 パーセント。初年度の平成 18 年度は 4 パーセント相当を目安としております。この 5 月末で 65 歳以上の人口が 6,539 人でありますから、5 パーセントといえますと約 330 人。4 パーセントで約 260 人ということになります。現在は、この特定高齢者の把握のため、町ぐるみ健診時に生活機能調査を実施するなど、様々な機会をとらえての実態把握に努めているところであります。次に、受皿体制はどうかのご質問ですが、通所型介護予防事業としては、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを予定しています。また、訪問型介護予防事業では、保健師等が中心となって、閉じこり、認知症、うつなどの予防や、その状態が原因で通所サービスを受けることが困難な人に対する相談指導を行います。それぞれ理学療法士、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門スタッフによる事業を予定しているほか、このほど新設された、西播磨総合リハビリテーションセンターの専門スタッフの派遣による事業についても、現在調整中であり、要介護状態への進行をでき得る限り抑制するためのきめ細かな事業を実施する考えてございます。次に自立支援法による所得に応じた負担の応能負担から、応益負担になったため、障害が重いほど負担が大きくなる。サービス利用を断念した人はいないかというご質問ですが、ご指摘のとおり、通常の指摘や身体障害者施設入所者でも、障害程度が重度になるほど高額となります。しかしながら、この自立支援法では、障害年金受給者の生活が成り立つように想定されて、1 級障害者年金受給者では、月 2 万 8,000 円の生活費が。また、2 級年金受給者では、2 万 5,000 円が手元に残るよう入所経費の減免、食費の軽減化をはかる補給給付の制度が設けられております。このため、施設入所者では、現在のところサービス利用を断念された方は、本町では把握いたしておりません。しかしながら、通所サービス受給者で 1 名ホームヘルプ利用者の在宅サービス受給者で 1 名が、これ以外の理由とも重なり辞退されたというふうに聞いております。次に資産調査が導入されたことで、減免対象から外された人はいないかというご質問ですが、ご指摘のとおり資産調査、いわゆる本人の預貯金の残高も軽減を受ける判断となったことから、何人かは預貯金残額が 350 万円以上として軽減対象から控除された方も発生をいたしてしております。次に、町独自の減免策を検討せよということですが、ご承知のとおり介護保険制度は一般財源を導入した減免措置を禁止されております。合法的な減免については、既に制度化しており、それを見込んでの介護保険料の設定となっております。また、自立支援法における町独自の減免策としては、

現在各方面で検討されているようですが、新設制度で複雑な要素も重なり合うため、現在、実際に行われているところは聞いておりません。以上、笹田議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、再質問を行わせていただきます。まず、最初に言いました、品目横断対策は、3月議会でも森崎元議員も質問をされたわけですが、その時の対象集落を見ますと20集落ということで、もうここで今日の答弁ですと18集落ということでした。ここでもう2集落減ったということですが、これから見ますと、この品目横断的対策は大変条件が厳しいということが分かると思うんですが、まず、その中での周知は認定農家の方とか、また農会長会で言われたということですが、それと、また説明会に行かれるということなんですが、農会長会の農会長の方に聞いたんですが、内容が分かりにくいと。こういうことも言われております。で、そういうこともあるんですが、その中で、この横断的対策、品目横断対策では5つの要件を、まずクリアしなければいけないわけなんですが、この、まず農地の利用集積目標クリアをできるところは、この18集落全部まあと思うんですが、その後、経理の一元化が可能かどうか、その辺をお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず対象集落が、まあ3月から比べたら18集落なんですけども、こちらとしてもですね、一応18集落程度ということでの報告させていただいております。基本的には集団転作されている集落でやられている地域を対象としております。それと、今、周知の方なんですけど、確かに農会長会の時に説明させていただいておりますけど、非常に内容が複雑でややこしくて、農会長さん自身が集落での説明はできなというようなことがありますので、特に集団転作でされている集落については、町の方が行きますので、希望ある所を優先に行くということですね、言ってくださいということで、現在、その集落に行っております。現在6集落程行っております、あと、3集落程今後ですね、要望でとうところに行くんですが、その後ですね、出てないところについては、農会長さんに相談させていただいて、こちらの方から出向いて日程調整させていただこうと。こういうふうに思っております。それから、その、この事業に乗るための要件が、一応に5つ程要件がありまして、1つには、集団営農ということでやられる場合は、1つは、法人化の問題あります。それを将来5年後ですね、法人化に向けてやるといった内容、それから経理の一元化、これは、生産した物をですね、経理を一元化していくというようなことがあります。そういった内容をですね、クリアーできる内容、そういうふうな内容をですね、理解していただくように、諸集落の方で現在話を進めて行っております。現在6集落程行っておりますけれども、特にこれは、集落での理解がないと、これ対応できないような事業になっておりますので、その点については、集落の方も現在ではですね、検討していこうという内容ですね、現在来ております。まあ、条件さえ揃えばですね、土地の面積も集団営農では、集落の過半数以上経営されれば、5.9アールでいいんですけども、過半数以上でないと、10.2といった要

件が出てきたりしますので、そういった内容も経営の方法をいろいろ検討していただくようにしております。それと、現在説明に行っておるのは、農協、それから普及センターと町と、そういったそれぞれの立場で行っておりますので、今後、こういった事業にのれるような対応としての行政としては指導をして理解していただきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、説明に行かれてるそうですが、JAで聞きますと、JAで2人、担当者を専門の担当者を決め、JA兵庫西では、16人を、そういうふうな説明に、担当に回ってるということなんですが、説明に行かれる時は、そしたら、全員普及所も町も全部一緒に行かれるわけですね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長

農林振興課長（大久保八郎君） はい、そうです。一応、JAも担当、それから普及センターも、それぞれ人員配置していただいて、町も含めた構成ですね、6、7名行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それでは、この条件の中の法人化ですけども、法人化も、法人化なんですが、今、現在、佐用、この新しい佐用町で、法人化は東徳久と聞いているんですが、他に、この計画をあげている所はありますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、現在、この制度に即のれるのは、東徳久の法人化されている経営体でございます、それ以外ではですね、近いのは、上月のKKO、まあ、3集落でされております。この組織が、まあ、今では一番近い組織ということで、この計画で進めていこうという、今協議をしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それと、今まで、価格対策をしてきた大豆やもち大豆、また黒豆、ひまわりなどがあるんですが、今後はどうなるのか、18年度で、その産地づくり交付金が、もう今年の秋でというか、終わるらしいんですが、そのへんはどうなりますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、あの、産地づくり交付金については、その制度は、そのまま残りますが、今までと、その制度内容が変わってくると思いますので、国からおりてくる交付金については、多少下がってくるのではないかとこのように思っております。この制度は、現在、大豆、それから小麦、米もですけれども、農協へ出荷した場合ですね、国の方から60キロ当たりの交付金が出ております。生産者には、まあ、後々、まあ生産で出て来るわけなんですけれども、1つの例で、まあ大豆ですと、去年、一昨年は災害であまりなりませんので、通常の耕作の生産ができた時をちょっと出してあります。この時、60キロ当たりですね、大豆が1万3,000円で、購入していただくこととなりますが、その内ですね、8,500円が国の方から交付金として出ておるということです。ですから、実質の単価は4,500円。60キロ当たりが、大豆は4,500円と。それから小麦の場合ですけれども、これも60キロ当たり、農協へ出荷した時は、8,650円で、まあ買取していただきます。その内ですね、国からの交付金については、6,650円。いうことは、実質の単価は2,000円ということとなります。ですから、この今では、そういった農協へ出荷していただいた生産物がですね、国が公金を出してもうらうことによって生産者の方に大豆ですと1万3,000円。小麦ですと8,600円程で購入してもらってありました。それは、あくまでも生産、出荷した量によります。今後、品目的横断対策につきましては、過去3箇年の生産標準反収を出しまして、それに基づいて、不作の場合には、その大豆、小麦、それから米を足した、全部足してしまうわけなんですけれども、それによって標準単価より、標準生産量、単価の問題もありますが、それよりも低くなった場合、この国から、交付しよう。ですから、毎年安定した所得が得れるような政策であるということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それが、いわゆる下駄対策という分ですね。じゃないですか。あの、過去の作付実績によることで、こう埋め合せるというんですけども、ところが、もしね、今度、品目的になると、結局は、この今言ってる、その大豆を作付けしなかった場合、16年、17年、18年に作付けしてない部分も含まれて、そこが加入するとなると、そこには、実績、過去の実績がないということで、お金、お金というが、この品目横断的に引っかけられないわけじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） もう1つ、あの、具体的な、あの、ちょっと、その内容

的までは、ちょっと分かりませんが、まあ基準的反収というのは、統計の中からも出てくると思います。まあ、この国が指定した品種についての作物については、私、この地域では、麦、大豆、それは集団転作で作られておると思っておりますので、過去3箇年、ようは5箇年の高い所と低い所を差し引いた3箇年の平均になるかと思うんですけども、そういった反収の出し方されるのではないかなというふうには思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、その大豆なんですけども、まあ佐用でいうと、もち大豆と、黒豆が特産品ということにもなっているわけなんですけど、この品目横断的対策になると、先ほど、町長の答弁で品種は何ですかって聞いたら、そのまま、米・麦・大豆言われたんですが、この品目的になると、米はきぬひかり。で、麦と、それから大豆は、名前忘れちゃったけれども、もち大豆や黒豆は、その対象にならないと聞いてるんですけど、そのへんは、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 特に大豆のことですね、非常にこちらでも心配しておりました。もち大豆というのは、通称名で、登録した大豆品種ではありませんので、まあ、それをですね、5月でしたか、県の方の審査会の方ですね、県の指定を受けることができました。6月には、今度国の方に、申請をするということで、一応、県が指定した大豆については、この生産のですね、基準反収の、収穫量に計算できることができるということを聞いております。今後はまあ、6月に申請してですね、今度、大豆のこれの、指定を受けるという、今度手続になるんですけども、まだ決定ではないんですけども、可能性としては、まあ、いけるのではないかなというふうに私は思っております。大豆もですね、約130種類程の品目、あの品種がございまして、まあもち大豆も、その県の一応登録名称つけさせていただいておりますので、それで、ここは申請していきたい。また、黒大豆については、これは対象外ということになります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、まだいろいろ聞きたいんですけど、現実には、やはり秋ぐらいでないか、なんか分かりにくいということもありますし、勿論、説明する、さっきも言われたように、農会長さんなんか、やっぱりなかなか難しいし、こう受入側も難しいんですけど、特に、大変これは、大型農家だけを対象にしたような形で、佐用のような場合は、今も言われたように、沢山ある、この集落の中で、18集落ぐ

らいということですが、それも、まだ減る可能性もあるとおもうんですが、やはり、これは、慌てずに、もっともっとゆっくり考えてする、この政策だと思います。ですから、国の方にも意見書などあげて、今回、議会の方からもあげておりますが、町からも是非、意見書を国・県にあげていただきたいと思います。それと、次に、桜、上月地区の桜山の工事なんですが、県の工事ではあるわけですが、この、まずやり直しを、その収穫が終わってからされるということ、私も聞いているんですけど、この工法というか、工事のやり方は聞かれていますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） やり方までは、ちょっと聞いてないんですけども、水が漏るということで、とりあえず応急に、ビニールシートで畦畔を覆っておられて、現地見たら、今のところは、水が漏ってる状況なんですけれども、手直しを、秋の収穫後にですね、手直しを業者にさすと。ということで、地元負担の問題は、もうありませんが、一応、工法的な内容は聞いてませんけども、それは、そういった対応をするということ聞いております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、工法なんですが、今、業者との話合いでは、綺麗に、今、石垣を積まれてるんですね。で、あの、まああの辺りも柵田の中に入るし景観のためには、すごくいいんですが、その折角した、石垣の所から漏るらしいんですが、この石垣の上に20センチ程の土を、土でというんか土波っていうんか、専門用語分かりませんが、それで、隠すというか、水漏れを防ぐという工法をしたいという業者の意見があるらしいんですが、やはり土ですると、冬になると寒崩れで、土はボロボロになって落ちてしまいますし、で、勿論、田植えするたびに水を張ってするわけですから、そこが柔らかくなって、まあ畦でも毎年しないといけないくらいなんで、やはり、そのへんは、コンクリート、石との間を詰めるというような方法は欲しいという意見もある。そこの地主の方は言われてるんですが、そのへんはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ちょっと、工法的な内容は分かりませんので、それについては、また土地改良に、聞いてみたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それは、やはり地権者の意見もよく聞いて、是非、折角する工事なんで、やり直しね。結局、二重投資みたいな、それこそ形になりますので、後、またそれが崩れて、また漏るということがないように是非、工法を考えて欲しいと思

います。それと、特に、やはりいつも言うんですけども、こういった工事の時には、今も、その水漏れがあるわけですけども、やはり棚田とか、その地形、地質によっては、水がよく出るとことか、そういう場所、石がよく出る場所、そういったことがありますので、是非、今後、町の方の工事においても、やはり地元の意見を取り入れて、是非、やって欲しいと思います。それと、工事費なんですけど、工事費というのは、もうこの方も、一応、納められてはおりますが、やり直しっというの、まだ、お金をはらう前に、その分、分かったわけなんですけど、それでも、出来上がってないのに、お金は、もう支払わなければいけないんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 事業としては、17、16年の2箇年で、この事業が終わるということで、まあ17年度に終わったということになります。一応、まあ地元、まあ受益者の方の了解を得てですね、地元負担は納入していただいたと。ほいで、まあ、手直しについては、今現在作付けされておりますので、秋にやるという、その確認をしていただいて、納入していただいたというふうに、私は思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

5番（笹田鈴香君） はい、工事の件は、これぐらいにしますが、次に防護柵の件なんですけど、これは、あちこちでいろんな声を聞きまして、特に、設置をしてしまっで、で、町の方へ行ったら断られたということも聞いているんですけど、それと同時に、もう1人、もっといろんな人から聞くんですけど、農会長の方もお願いに行かれたと思いますが、見積りを出して、それも16万、17万ぐらいの金額なんですけど、それを出して申請に行ったら駄目だと言って断られたと。で、それも自分の所だけじゃなくって、その周りもずっと、よその田んぼも守ってあげよう。せめて草刈りだけでもしてあげようという、こう好意から考えられて見積りまで出されたんですけど、これを断られたと。で、猪も鹿も待ってくれないということで、大変困られている方もあるんですけど、そのへんは、どういうふうに対応されますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 補正予算の時も、いろいろまあ、質問をもらいまして、後で、まあ確認してもらったんですけど、合併する前に旧町でですね、全て、この防護柵については、要望がある箇所については、済ましてきよう。というようなことは確認されて、それで、旧町毎に、その事業を、町単であったり、補助事業であったりとすると思いますが、されてきたということで、担当者に確認しますと、一応、まあ、9月までの合併までに、17年度については、合併までに全て事業を申請を受付しておるということで、10月以降については、来られたけど、それは、断った方もありますということです。それで、私どもの方は、こういった要望が多くまだありますので、今後の対応としましても、農会長会において、一応まあ、農会単位、そういったことですね、説明書も出してですね、要望のある所は、まあ、出して欲しいということで説明をしております。今後は、出てきた内容によりまして、

一応まあ、県の補助事業に該当、県いうんですか、国・県の補助事業に該当できるもの、または単独でしかできないもの。そういったものを、振り分けさせていただいて、それで予算措置してやっていきたいというふうに思っております。説明会の時にも言っておるのは、申請したからすぐできるというものではございません。ということをおっしゃいます。まずは、非常に出てきて、鹿が出てきて非常に困るといった意見は多く聞いておりますので、一応まあ、集落、その農地全体を、全体を考えていただいて、まあ申請をしていただきたいということで、その補助の概要書も付けて説明させていただいておりますので、今後はですね、出てきた内容について、一応まあ、いろいろとこちらとしては、町としては検討していきたいというふうに思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、やはり本当に鹿も猪も待ってくれないということで、被害が大変大きいわけですが、今度、もらいました補助、例規集の中に補助事業の目的のところには、やはり農作物及び植林木を猪や鹿などの被害から守るために防護柵の設置に対して補助金を交付して農林業の振興に寄与することを目的とする。本当に目的としては、すごくね、ちゃんと書かれているわけですが、やはり農家の人も守ろうという意識でされているわけですから、是非、要望のある所はね、設置をして欲しいと。そして、特に、こないだの、その補正の予算の説明もありましたけども、折角、こう、予算につけているのを補正で削減するというようなことは、やはり、止めていただきたいと思います。是非、と言いますのは、この、農会長に、これで説明されたと思うんですけども、もうこれの時点で設置されてる方もあるわけですし、それに、合併の協定書の中、この13回の、この合併協定書にあるんですけども、これを見ても、猪、鹿の防除柵設置事業補助金については、佐用町の例により、合併時に調整すると書いてます。で、やはり、ここまで、合併協で決まったこととよく言われるんですが、やはり、これに準じて、せめて佐用町の人、旧佐用町の人ですけども、今までどおりできると思っている人が多いんで、こういうのを見ませんからね。普通の人。だから、そういう人に、なぜ早く周知をしなかったのかということをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 誠に、私事で言いますと、その時には、内容的には、分かりませんでしたので、そういうふうにならなければですね、確かに、そういうふうにした方が良かったとは思いますが、私がまあ、聞いていたのは、まあ、合併までには、そういうふうな要望のあるやつは全部済ましてやろうということは、まあ聞いておりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ある意味で、よく条例を見ますと、町長の認めるところでは、これ以外でもやるということが書かれてますのでね、やはり、これだけ農業が、こう衰退していく中で、耕作放棄田を守ろうという、その意欲があったり、また町としても、守って欲しいから、いろんな指導にも行かれるわけなんですから、やはり、折角、いろんなこう、補助金もカットされていく中で、せめて守ろうという人のために、例えば、先ほど言いました、その、この方ですと、見積りで、連作で、16万2,495円なんですけども、やはり、これの、ざっと15パーセントということになりますと、2万4,000円ぐらいですか。2万ちょっとぐらいになると思うんですが、やはり、こういった方が、何人かあると思うんでね、守るという意味で、やはり町の方も、少しは、寛容な気持でやって欲しいと思います。次にお尋ねしますが、介護保険の件ですが、特に、居住費とか食費で、食費が保険から外されて全額負担になったために退所した人はいないかということで、今のところないということでしたが、やはり、本当に、この居住費と食費は大変です。で、特に、先日、今年になってからですが、昨年ご主人を亡くされた上月地区の方ですが、奥さんが2回倒れられ、結局、子どもも一緒に住んでないということで、今回、入院というか、施設に入所させられたわけなんですけど、その人の、まずだいたいの、どれぐらい要りますかという問い合わせに、18万ぐらいかかると。特養で。言われたそうです。で、どうしようかということで、で、まあ減免対策もありますよということ言うたげなさいということもあったんですが、結局、減免対策、あっ、すみません。高額サービスがありますよということ言ったげたらということでしたが、やはり、その高額サービスを受けるにしても、結局は3箇月程先になりますね。そういった意味では、大変な負担になります。本人だけでなく、家族にも大変な負担がかかっているわけです。で、ショートステイなんかも、やはり、現実に負担が増えたから止めたという人はないと思うんですね。結局は、ちょっと用事ができたとか、今日は行きたくないからと、そういう人も現実にいるわけなんですけど、そのへんはお聞きになったことは、ありませんか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） すみません。あの、最後のショートステイと、その分の、ちょっと質問の意味が、よう分からなんだんですけど、もう一度すみませんけども。

議長（西岡 正君） はい。

5番（笹田鈴香君） あの、ショートステイに、まあ例えば、預けるのに、負担が沢山に、結局、食費とか居住費がいるから止めたいと。止めたいというか、回数を減らしたいという人ね。そういう人があるんですけど、先ほどの感じでは、そういう人がないと言われ、返事では、そう言われたんですけど、現実には、負担が増えたから止めますという、減らしますという人は無いと思うんですよ。そういう意味でね、どのように把握されてますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） ええっと、あの、その食費とか居住費の件につきましては、うちの方から担当参事の方に指示いたしまして、各サービス事業所の方に調査、問い合わせをさしていただきましたところ、そういう人はありません。ということなんで、うちの方は、施設の方から、そういう返事をいただいておりますので、それ以上のことについては、調査いたしてありません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 次々と、この介護保険制度も改悪されていきますし、また新しく、次々、地域支援事業とかつくられていくわけですけども、結局、この、こういっただけができることによって、例えば、今あります、課長のおられる、地域包括支援センターなんかね、ケアプランなんかの作成も皆しないといけないと思うんですが、そのへんは全部、今回の予防給付とかが始まってできてますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、ええっと、あの、地域包括支援センターである部分と、支援事業所の方に依頼して、委託して、今のところは全部やっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 支援センターで、まだできるわけですか。ケアプランは立ててもらえるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） あの、法的に、あの、1人当たりの人数があります。その、そういう関係で、社協、それから支援事業所の方と協議いたしまして、振り分けをさせていただいております。ということで、うちですべきものは、うちの方です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、1月の介護報酬の改定で、1人、ケアマネージャーは、ケアプランを8件しかできないということなんですけど、それでも、ほな間に合うことは、間に合っているわけですね。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今、申し上げましたように、社協とか、いろいろ、その、居宅支援事業所の方と協議して、その割り振りをしてやっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、できれば、それがいいことなんですが、それと、それと同時に、特定高齢者、このダイジェスト版に福祉、この福祉計画の中のダイジェスト版にあるんですけども、特定高齢者という人は、要支援、要介護状態になる恐れのあると書いてあるんですけども、そういった方の、その見分け方は、どのようにされますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） ええっと、その分につきましては、町長の答弁の中にもありましたように、今のところ、町ぐるみ健診等の中で国の示された25項目のチェック、その生活機能チェックという様式があります。その中で、チェックをし、医師等と相談しながら、その特定高齢者の認定をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 全体的に、その自立支援も、地域支援事業も、介護保険も含めてということでお尋ねしたいと思うんですが、特に、自立支援法が、始まって、いろいろと不服を聞いたり、もう大変だ、負担が増えたということを聞いているわけなんですけど、結局、サービスの支給決定は、どのようにされていますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 障害者の自立支援法ができてですね、現実的には、まだ、サービスの支給決定というのは、10月以降認定をして行う予定ですので、今現状では、全て、今まで受けられてきた現行のサービスを受けられております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） サービスは受けれると思うんですが、しかし、今までの、応能負担と違って、応益負担ということで、一割負担になると思うんですが、その点、今までですと、まあ通所をされてる方ですと、ほとんど無料だったと思うんですが、その

辺が1割になるということになると、やはり利用者としても、また、所帯、所帯もそうですが、その一緒に住んでる人も大変だと思うんですけども、その辺のことについては、いろいろ、こう利用者の方から文句言われるとか、どういうことを聞かれていますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、この障害者自立支援法の対象者で、私ども受付けておりますのが、約130名程度なんですけど、基本的に施設入所者、まあ大半を占めます施設入所者につきましてはですね、まあ、施設入所者の利用者の横の連絡等がありまして、ほとんど世帯分離をされましてですね、施設の方へ住所を移されました。そのために、いろんな軽減をめい一杯受けていただくということですね、施設利用者が、今町内の施設、町民の方の施設利用者が61名あるんですけど、実質的に減免の対象とならない方は3名だけあります。ただ、おっしゃられますように、通所の利用者、いわゆる自宅から通所で利用される方につきましては、どうしても家庭自身の所得を見ます。ですから、市町村民税の課税所帯が、当然ありますので、その方については、非常に申し訳ないんですけど、いわゆる減免の対象から溢れて、1割負担、丸々、1割負担を払っていただかないといけないという方も出てきております。で、この方につきましては、全部、個人の自己申請によります申請書を、私ども、窓口で受付ましたので、それぞれ相談にのりながら、できるだけ、いろんな方法を考えながらということで、対応しておりますが、通所の方で言いますと、36名の内で、約14名が、その減免が、対象がから外れたという、一般の利用者負担を払っていただく方という形になっております。で、それ以外の方につきましては、まあ、これも収入制限、それから、先ほど言われまして、資産の預貯金の残高等の確認もあるんですけど、合わせまして、同時にできました、いわゆる社会福祉減免、いわゆる施設側で減免していただくということで、利用料金の上限額の2分の1という金額になりますので、この辺の制度もあわせて利用していただいたりということで、それぞれ、まあ、ある程度人数的に掌握できましたので、できるだけ、まあ親切に対応しながら、対応申請は受付させていただいたつもりであります。ただ、ちょっと制度が非常にややこしいんで、その保護者の皆さん方等もですね、分かりにくい中でのバタバタとした制度スタートだったんで、ちょっと誤解を招いた点もあるんですけど、それ以後も何件かは、相談に来ていただいて、ご相談にのりながら申請事務を受け付けております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 残り時間4分になりました。笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 結局、非課税所帯とか、年収80万円以下ですね。そういった方が、結局、今まで無料だったわけですが、今度、この制度が始まって、18万払わなあかんということで、18万ぐらいですね。払わなあかんということを聞いてるんですけど、違いますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ええっと、その18万というのは、これは、どちらの方の施設で
なんですか。現実には、丸々、いろいろな減免を全く受けずにですね、入所さ
れた人も、月額18万というような金額は、ちょっと、私も想定はしておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ちょっと細かい、あの佐用町内じゃないんですが、また後で、
後でまた、あの言います。ちょっと詳しく調べて、また言います。はい。それで、
あの、まあどちらにしても、まあ、今までですと、ほとんどいなかった人が、1
割負担ということで、大変困っておられます。特に佐用町で年金もない人で、結局、
千種川のリハビリステーションから、今度は、例えちょっとでもお金が欲しいいう
ことで、足りなければということ、そして所帯が保護者と一緒なんで、お金が
ね、やっぱりあるということで、沢山かかってくるということで、今度は変わられると
いう、そういう現実もね、あります。そういった方もご存知かと思いますが、
それと、その認定ですね、認定方法で、その今までは、79項目に今度27項目を足
して、判定を、コンピューター判定第一次でされるわけなんです、それによると、
すごく、まあ言ったら、1級で、電動車椅子なんかに乗っている人が、今度は3ぐ
らいに、介護度が3くらいになるということもなって、軽くなって、また大変だ
ということも聞いておりますが、その辺は、まあ例えば、聾啞者の人とか盲目の方が、
自立になったりする例があると思うんですが、その辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、今回の議会でですね、自立支援法によります、障害程度
区分の認定審査会の設置条例等も添付させていただいております。で、最終的には、
10月1日の、その認定の施行に向けて、こちらの方が準備していきますが、当然、
介護保険の導入時も同じようなことがありましてですね、で、あわせて、参考
になるのは、主治医の意見書等が参考になりますので、できるだけ現状のサービ
スを受けていただくような形での認定方法というのを、先生方とも相談しながら考
えていきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、じゃあ、最後にしますが、結局、あの、介護報酬も引き
下げられて、事業所も大変です。特に事業所で今まであった介護保険ですとデイサ
ービスなんかに行く送迎加算もなくなりましたし、お風呂に入る時の加算も無くな
りました。そういったこともあって、利用者も事業者も泣いているというの
が実態だと思います。やはり町独自の減免をもっともっと考えていただきたいとい
うことをお願いをしまして、質問は終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。お諮りします。あと2名の

方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程を終了いたしました。次の本会議は、明日6月14日午前10時より再開したいと思います。本日は、これにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

午後06時44分 散会
